

国立大学法人鳴門教育大学学則

		平成16年4月1日	
		学則第1号	
改正	平成17年	3月14日学則第1号	
	平成17年	4月13日学則第2号	
	平成17年	11月14日学則第3号	
	平成18年	1月16日学則第1号	
	平成18年	3月8日学則第2号	
	平成19年	3月23日学則第1号	
	平成20年	3月17日学則第1号	
	平成20年	12月10日学則第2号	
	平成21年	3月23日学則第1号	
	平成22年	3月24日学則第1号	
	平成23年	3月22日学則第1号	
	平成24年	3月19日学則第1号	
	平成24年	4月16日学則第2号	
	平成25年	3月14日学則第1号	
	平成26年	3月20日学則第1号	
	平成27年	3月24日学則第1号	
	平成28年	2月16日学則第1号	
	平成28年	5月11日学則第2号	
	平成29年	10月18日学則第1号	
	平成30年	2月15日学則第1号	
	平成31年	3月13日学則第1号	
	令和2年	3月11日学則第1号	
	令和3年	3月10日学則第1号	

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 国立大学法人鳴門教育大学（以下「本法人」という。）は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）の規定に基づき、鳴門教育大学（以下「本学」という。）を設置する。

2 本学は、学校教育にかかる諸科学の理論的及び実践的研究を総合的に推進するとともに、豊かな教養を培い、人間性に対する多面的な理解と深い人間愛とに支えられた教育者としての使命感をもつ有為な教員を育成し、もって教育、学術及び文化の進展に寄与することを目的とする。

第2節 運営組織

(役員)

第2条 本法人に、役員として学長、理事及び監事を置く。

2 役員に関し必要な事項は、別に定める。

(副理事)

第2条の2 本法人に副理事を置くことができる。

2 副理事に関し必要な事項は、別に定める。

(役員会)

第3条 本法人に、役員会を置く。

(経営協議会)

第4条 本法人に、経営協議会を置く。

(教育研究評議会)

第5条 本法人に、教育研究評議会を置く。

(学長選考会議)

第6条 本法人に、学長選考会議を置く。

(監査室)

第7条 本法人に、監査室を置く。

(教授会)

第8条 本学に、教授会を置く。

(役員会等の必要事項)

第9条 第3条から前条までに規定する役員会等の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 自己点検・評価及び教育研究等の状況の公表

(自己点検・評価)

第10条 本学は、教育水準の向上を図り、第1条第2項の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究等の状況の公表)

第11条 本学は、本学における教育及び研究並びに組織及び運営の状況を公表する。

第4節 組織

(学部)

第12条 本学に、学校教育学部を置く。

2 学校教育学部は、学校教育教員養成課程を置く。

(大学院)

第13条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に学校教育研究科を置き、課程は修士課程及び専門職学位課程とする。

3 前項の専門職学位課程は、教職大学院の課程とする。

(附属図書館)

第14条 本学に、附属図書館を置く。

(学内教育研究施設)

第15条 本学に、教育実習総合支援センター、長期履修学生支援センター、地域連携センター、情報基盤センター、小学校英語教育センター、教員教育国際協力センター、予防教育科学センター、生徒指導支援センター及び発達臨床センターを置く。

(厚生補導施設)

第16条 本学に、心身健康センターを置く。

(附属学校)

第17条 本学に附属して、次の学校を置く。

幼稚園
小学校
中学校
特別支援学校
(事務組織)

第18条 本学に、学長及び理事を補佐しその命じられた業務を執行する組織として、事務組織を置く。

(教員組織)

第19条 本学に、教育研究上の目的を達成するための組織として、専攻を置く。

(その他の組織)

第19条の2 第12条から前条までに規定するもののほか、学長が必要と認める場合は、その他の組織を置くことができる。

(附属図書館等の必要事項)

第20条 第14条から前条までに規定する附属図書館等について必要な事項は、別に定める。

第21条 削除

(附属学校部)

第22条 本学に、第17条で定める学校を総括する附属学校部を置く。

2 附属学校部の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 職員及び組織の長等

(職員)

第23条 本法人に、教授、准教授、講師、助教、助手、校長、園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員その他必要な職員を置く。

(副学長及び各組織の長等)

第24条 本学に、副学長を置く。

2 本学に、附属図書館長、教育実習総合支援センター所長、長期履修学生支援センター所長、地域連携センター所長、情報基盤センター所長、小学校英語教育センター所長、教員教育国際協力センター所長、予防教育科学センター所長、生徒指導支援センター所長、発達臨床センター所長、心身健康センター所長及び附属学校長（附属幼稚園にあつては園長とする。）を置く。

3 本学に、専攻長（第19条で規定する専攻の長をいう。）及び附属学校部長（第22条で規定する附属学校部の長をいう。）を置く。

4 第1項に規定する副学長、第2項及び第3項に規定する各組織の長の選考、任期その他必要な事項は、別に定める。

(学長補佐)

第24条の2 本学に学長補佐を置くことができる。

2 学長補佐に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科長)

第25条 本学大学院学校教育研究科に、学校教育研究科長を置き、学長をもって充てる。

第6節 学年、学期及び休業日

(学年)

第26条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第27条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第28条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 本学の創立記念日 10月1日

(4) 春期休業、夏期休業、冬期休業及び学年末休業

2 前項第4号に規定する休業日の期間は、教授会の意見を聴いて、学長が定める。

3 学長は、必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第2章 学部

第1節 目的

(目的)

第29条 学校教育学部(以下「学部」という。)は、学術の中心として広く豊かな知識を授けるとともに、学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開しうる優れた初等教育教員及び中学校教員を養成することを目的とする。

第2節 収容定員

(収容定員)

第30条 学部の入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

課 程	入 学 定 員	収 容 定 員
学校教育教員養成課程	100人	400人

第3節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第31条 学部の修業年限は、4年とする。

(修業年限の通算)

第32条 大学の学生以外の者が、本学の科目等履修生として一定の単位を修得した後に学部に入學する場合において、当該単位の修得により学部の教育課程の一部を履修したと認めるときは、その単位数等に応じて、相当期間を前条の修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

2 前項の修業年限の通算に関し必要な事項は、別に定める。

(在学年限)

第33条 学生は、6年を超えて在學することができない。

第4節 入学

(入学の時期)

第34条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、第40条、第41条及び第43条の規定により編入学、転入学又は再入学を許可された者については、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第35条 学部に入學することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校を卒業した者
- (3) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者及び廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第36条 学部に入學を志願する者は、入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第37条 前条の入学志願者については、学力検査その他の方法により選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第38条 前条の入学者選考に合格した者は、入学手続を取らなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(出願手続等の必要事項)

第39条 第36条から第38条までに規定するもののほか、出願手続、入学者の選考及び入学手続について必要な事項は、別に定める。

(編入学)

第40条 次の各号の一に該当する者で、学部へ編入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に編入学を許可することがある。

- (1) 短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
- (2) 専修学校の専門課程のうち学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第186条第1項に定める基準を満たすものを修了した者で学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条に定める大学入学資格を有するもの
- (3) 学校教育法施行規則附則7に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者

(転入学)

第41条 他の大学に在学する者で、学部へ転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、転入学を許可することがある。

(転専修)

第42条 本学の学生で、転専修を志願する者があるときは、選考の上、当該専修の相当年次に転専修を許可することがある。

(再入学)

第43条 学部を卒業した者又は退学した者で、再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、再入学を許可することがある。

(編入学等の必要事項)

第44条 第40条、第41条及び前条の規定により編入学、転入学又は再入学を許可された者の既に修得した授業科目、単位数の取扱い、修業年限及び在学年限は、別に定める。

2 第42条の規定により転専修を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いは、別に定める。

第5節 教育方法等

(教育方法)

第45条 学部の教育は、授業科目の授業等によって行うものとする。

(授業科目等)

第46条 学部において開設する授業科目、単位数及び履修方法等は、別に定める。

(授業の方法)

第46条の2 学部の授業は講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 学部において、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業について多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 学部においては、第1項の授業を外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(単位の計算方法)

第47条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。なお、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数の計算については、同様の基準によるものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第48条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第49条 授業科目の試験の成績は、S、A、B、C及びDの5種の評語をもって表し、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第50条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学とあらかじめ協議の上、学生に当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、60単位を超えない範囲で、卒業の要件となる単位として本学において履修したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
(大学以外の教育施設等における学修)

第51条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第2項の単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 前2項に定めるもののほか、大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第52条 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に大学若しくは短期大学（以下「大学等」という。）又は外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位（第90条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学入学後の本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、第40条、第41条及び43条に規定する編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第50条第2項及び前条第2項により本学において修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に定めるもののほか、入学前の既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 卒業要件、学位及び教員の免許状

(卒業要件)

第53条 卒業要件は、学部により4年以上在学し、所定の授業科目を履修し、128単位以上を修得することとする。

(卒業の認定)

第54条 卒業の認定について必要な事項は、別に定める。

(学位の授与)

第55条 学部を卒業した者には、学士（教育学）の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(教育職員の免許状)

第56条 学部において教育職員免許状の授与資格を取得することができる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

幼稚園教諭一種免許状

小学校教諭一種免許状

中学校教諭一種免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家

庭，英語)

高等学校教諭一種免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，保健体育，家庭，情報，工業，英語）

特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者に関する教育の領域，肢体不自由者に関する教育の領域，病弱者に関する教育の領域）

- 2 前項の免許状の授与資格を取得しようとする者は，教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「免許法施行規則」という。）に定めるところにより，所要の単位を修得しなければならない。

第3章 大学院

第1節 目的

（目的）

第57条 大学院学校教育研究科の修士課程は，広い視野に立って精深な学識を受け，教育等に関する理論と応用及び教育実践の場における教育研究能力を教授研究し，その深奥をきわめ，併せて現代における様々な教育課題の解決・改善及び日本型教育システムにより開発途上国の教育改善を支援できる能力を培うとともに，教育等にたずさわる者の使命と熱意に応え，その研究研鑽を推進することを目的とする。

- 2 大学院学校教育研究科の専門職学位課程は，高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための深い学識及び卓越した能力を培うとともに，幅広い視点からの問題分析力・対応力・解決力により学校や地域で指導力を発揮し，優れた教育実践を展開できる力量を養うことを目的とする。

第2節 専攻及び収容定員

（専攻及び収容定員）

第58条 学校教育研究科に置く課程，専攻及び入学定員並びに収容定員は，次の表のとおりとし，主として，初等中等教育における3年以上の教職経験を有する者をもって充てる。

課 程	専 攻	入学定員	収容定員
修士課程	人間教育専攻	120人	240人
専門職学位課程	高度学校教育実践専攻	180人	360人
計		300人	600人

第3節 標準修業年限及び在学年限

（標準修業年限）

第59条 大学院の標準修業年限は，2年とする。ただし，次の各号に掲げる場合においては，それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第69条第1項の規定により標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修する者（以下「長期履修学生」という。）の修業年限は，3年とする。
- (2) 修士課程において，主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつ

て、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

(在学年限)

第60条 学生は、4年を超えて在学することができない。ただし、長期履修学生の在学年限は、5年とする。

第4節 入学

(入学の時期)

第61条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、第63条又は第64条の規定により転入学又は再入学を許可された者及び学長が特に必要と認めた者については、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第62条 大学院に入学することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 本学の大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(転入学)

第63条 他の大学院に在学する者で、本学大学院へ転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、転入学を許可することがある。

(再入学)

第64条 本学大学院を修了した者又は退学した者で、再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、再入学を許可することがある。

(転入学等の必要事項)

第65条 前2条の規定により転入学又は再入学を許可された者の既に修得した授業科目、単位数の取扱い、標準修業年限及び在学年限は、別に定める。

第5節 教育方法等

(教育方法)

第66条 修士課程の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 専門職学位課程の教育は、授業科目の授業、実習及び試験によって行うものとする。

(研究指導教員等)

第66条の2 修士課程における授業科目の履修の指導及び研究指導を行うために、学生ごとに研究指導教員を定める。

2 研究指導教員について必要な事項は、別に定める。

3 専門職学位課程における授業科目の履修の指導及び実習指導を行うために、学生ごとに実習責任教員を定める。

4 実習責任教員について必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

第67条 大学院において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目等)

第68条 大学院において開設する授業科目、単位数及び履修方法等は、別に定める。

(授業の方法)

第68条の2 大学院の授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学院において、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業について多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 大学院においては、第1項の授業を外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第69条 学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望する場合は、審査の上、これを許可することができる。

2 長期履修学生について必要な事項は、別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修)

第70条 大学院において教育上有益と認めるときは、他の大学院とあらかじめ協議のうえ、学生に当該他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 修士課程においては、前項の規定により履修した授業科目の単位は、15単位を超えない範囲で、修了の要件となる単位として本学において履修したものとみなすことができる。

3 修士課程においては、前2項の規定は、外国の大学院に留学する場合及び外国の大学

院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

- 4 専門職学位課程においては、第1項の規定により履修した授業科目の単位は、第73条第3項に規定する単位の2分の1を超えない範囲で、修了の要件となる単位として本学において履修したものとみなすことができる。

(他の大学院又は研究所等における研究指導)

- 第71条 大学院において教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等とあらかじめ協議の上、1年を超えない範囲で研究指導を受けさせることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

- 第72条 大学院において教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院入学前に大学院又は外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位(第90条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学大学院入学後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 修士課程においては、第63条及び第64条に規定する転入学及び再入学(次項において同じ。)の場合を除き、前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、第70条に規定する他の大学院において修得した単位とは別に、15単位を超えないものとし、また、第70条第2項により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

- 3 専門職学位課程においては、転入学及び再入学の場合を除き、第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、第70条第4項の規定により修得したものとみなすことができる単位数及び第73条第4項の規定により免除する単位数と合わせて第73条第3項に規定する単位数の2分の1を超えないものとする。

- 4 前3項に定めるもののほか、既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 修了要件、学位及び教員の免許状

(修了要件)

- 第73条 修士課程の修了要件は、大学院に2年(別に定めがある場合は、当該定められた標準修業年限。)以上在学し、所定の30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び試験に合格することとする。

- 2 前項の場合において、適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。

- 3 専門職学位課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、所定の46単位(2年間の学修成果に関する最終試験を含む。)以上を修得することとする。

- 4 専門職学位課程は、教育研究上有益と認めるときは、大学院に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

(学位の授与)

- 第74条 修士課程を修了した者には、修士(教育学)の学位を授与する。

- 2 専門職学位課程を修了した者には、教職修士(専門職)の学位を授与する。

(学位論文の審査等の必要事項)

- 第75条 前2条に規定するもののほか、学位論文の審査及び試験並びに学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(教育職員の免許状)

- 第76条 大学院において教育職員免許状の授与資格を取得することができる教育職員免

許状の種類は、次のとおりとする。

幼稚園教諭専修免許状

小学校教諭専修免許状

中学校教諭専修免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教）

高等学校教諭専修免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，保健，看護，家庭，情報，農業，工業，商業，水産，福祉，商船，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教）

特別支援学校教諭専修免許状（知的障害者に関する教育の領域，肢体不自由者に関する教育の領域，病弱者に関する教育の領域）ただし，修士課程を除く。

養護教諭専修免許状

- 2 前項の免許状の授与資格を取得しようとする者は，免許法及び免許法施行規則に定めるところにより，所要の単位を修得しなければならない。

第7節 準用

（準用）

第77条 第36条から第39条まで，第47条から第49条までの規定は，大学院に準用する。この場合において第36条中「学部」とあるのは「大学院」と読み替えるものとする。

第4章 学部及び大学院共通事項

第1節 休学，転学，留学及び退学

（休学）

第78条 疾病その他特別の理由により，引き続き2か月以上修学することができない者は，学長の許可を得て休学することができる。

- 2 学長は，疾病その他特別の理由により，修学することが適当でないと認められる者に対しては，休学を命ずることができる。

（休学期間）

第79条 休学期間は，1年以内とする。ただし，特別の理由があると認められるときは，1年を限度として休学期間の延長を許可することがある。

- 2 休学期間は，通算して2年を超えることができない。
- 3 休学期間は，第31条に規定する修業年限及び第59条に規定する標準修業年限並びに第33条及び第60条に規定する在学年限に算入しない。

（復学）

第80条 休学期間中にその理由が消滅したときは，学長の許可を得て復学することができる。

（転学）

第81条 他の大学に転学しようとする者は，学長の許可を受けなければならない。

（留学）

第82条 外国の大学等で学修しようとする者は，学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の規定により留学を許可された者の留学期間は，第31条に規定する修業年限及び第59条に規定する標準修業年限並びに第33条及び第60条に規定する在学年限に算入することができる。

(退学)

第83条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

第2節 除籍

(除籍)

第84条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第33条及び第60条に規定する在学年限を超えた者
- (2) 第79条第2項に規定する休学期間を超えて、なお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 入学料の免除を申請した者のうち、免除を不許可とされた者又は半額免除を許可された者で、納付すべき入学料を所定の期日までに納付しない者
- (5) 入学料の徴収猶予を申請した者のうち、徴収猶予を不許可とされた者又は徴収猶予を許可された者で、納付すべき入学料を所定の期日までに納付しない者

第3節 賞罰

(表彰)

第85条 表彰に値する行為があった学生は、学長が表彰する。

- 2 学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第86条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 正当な理由がなく出席常でない者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 第2項に規定する停学の期間は、第31条に規定する修業年限及び第59条に規定する標準修業年限に算入せず、第33条及び第60条に規定する在学年限に算入する。
- 5 前4項に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 学生宿舍

(学生宿舍)

第87条 本学に学生宿舍を置く。

- 2 学生宿舍に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 国立大学法人兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科への協力

(連合学校教育学研究科の教育研究の実施)

第88条 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科（以下「連合研究科」という。）の教育研究の実施に当たっては、本学は、上越教育大学、岐阜大学、滋賀大学、兵庫教育大学及び岡山大学とともに協力するものとする。

- 2 連合研究科に置かれる連合講座は、上越教育大学、岐阜大学、滋賀大学、兵庫教育大学及び岡山大学の教授、准教授、講師又は助教（以下「教員」という。）とともに、本学の教員が担当するものとする。

第6章 補則

第1節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生（研究生）

第89条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第90条 本学の学生以外の者で、本学が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教育に支障のない場合に限り、科目等履修生として入学を許可し、単位を与える。

2 前項の単位の授与については、第48条の規定を準用する。

(特別聴講学生)

第91条 他の大学若しくは短期大学又は大学院の学生で本学学部又は大学院の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学若しくは短期大学又は大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

(特別研究学生)

第92条 他の大学院の学生で、本学大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該他の大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。

2 特別研究学生として入学を志願する者の検定料及び入学料は、徴収しない。

3 特別研究学生は、研究生の授業料の額に相当する授業料を研究生の授業料の納付方法の例により納付しなければならない。ただし、当該学生が国立大学の大学院の学生である場合は、納付を要しない。

(外国人留学生)

第93条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

(研究生等の必要事項)

第94条 第89条から前条までに規定する研究生、科目等履修生等に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料等の額及び徴収方法)

第95条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額並びにその徴収方法等については、別に定める。

(入学料、授業料及び寄宿料の免除等)

第96条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合若しくはその他やむを得ない事情があると認める場合、又は学長が特に必要と認める場合は、入学料、授業料及び寄宿料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 入学料、授業料及び寄宿料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(検定料の免除)

第96条の2 激甚災害を受ける等やむを得ない事情があると認める場合は、検定料を免除することができる。

2 検定料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

(納付した検定料等)

第97条 納付した検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返付しない。ただし、別段の

定めがある場合は、この限りでない。

第3節 公開講座

(公開講座)

第98条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座を開設することがある。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日において、学部の第2年次から第4年次に在学する者に係る成績の評価及び卒業要件については、改正後の第49条及び第53条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 学校教育研究科の収容定員は、改正後の第58条の規定にかかわらず、平成17年度は次の表のとおりとする。

専 攻	収 容 定 員
学 校 教 育 専 攻	285人
障 害 児 教 育 専 攻	40人
教 科 ・ 領 域 教 育 専 攻	275人
合 計	600人

4 施行日において、大学院の第2年次に在学する者に係る標準修業年限、在学年限、修了要件及び教育職員の免許状については、改正後の第59条、第60条、第73条第1項及び第76条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成17年4月13日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日において、大学院の第2年次に在学する者に係る教育職員の免許状については、改正後の第76条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この附則は、平成20年4月1日から施行する。

2 学校教育研究科に置く専攻及び収容定員は、改正後の第58条の規定にかかわらず、平成20年度は次の表のとおりとする。

専 攻	収 容 定 員
学 校 教 育 専 攻	1 4 5 人
人 間 教 育 専 攻	9 0 人
特 別 支 援 教 育 専 攻	4 0 人
教 科 ・ 領 域 教 育 専 攻	2 7 5 人
高 度 学 校 教 育 実 践 専 攻	5 0 人
合 計	6 0 0 人

附 則

この学則は、平成 2 1 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 2 1 年度以前に入学した者については、改正後の第 5 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 2 2 年度以前に入学した者については、改正後の第 5 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 2 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 2 4 年度以前に入学した者については、改正後の第 7 3 条第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 2 7 年度以前に入学した者については、改正後の第 7 3 条第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 2 8 年 5 月 1 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 10 月 18 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学校教育研究科の収容定員は、改正後の第 58 条の規定にかかわらず、平成 31 年度は次の表のとおりとする。

課 程	専 攻	収容定員
修士課程	人間教育専攻	210 人
	特別支援専攻	20 人
	教科・領域教育専攻	140 人
専門職学位課程	高度学校教育実践専攻	230 人
計		600 人

- 3 大学院に平成 30 年度以前に入学した者については、改正後の第 57 条、第 59 条、第 60 条、第 73 条及び第 76 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

鳴門教育大学学校教育学部履修規程（案）

平成16年 4月 1日

規程第 53 号

改正 平成17年3月14日規程第17号
 平成19年3月23日規程第32号
 平成20年3月26日規程第72号
 平成21年2月27日規程第 3号
 平成22年3月24日規程第13号
 平成23年3月22日規程第13号
 平成24年2月22日規程第 2 号
 平成25年2月27日規程第 1 号
 平成26年2月27日規程第 3 号
 平成27年2月27日規程第 8 号
 平成28年2月24日規程第19号
 平成29年2月22日規程第 1 号
 平成30年2月28日規程第 8 号
 平成31年2月27日規程第 2 号
 令和 2 年3月25日規程第40号
 令和 3 年2月24日規程第 2 号
 令和 4 年 月 日規程第 号

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第46条の規定に基づき、鳴門教育大学学校教育学部において開設する授業科目、単位数及び履修方法等について定める。

（専修等）

第2条 学生は、学校教育全般にわたる総合的な理解を深め、教員として必要な資質及び能力を培うとともに、特定の分野についての専門性を深めるため、別表第1に定めるいずれかの専修・教育コース（以下「専修等」という。）に所属しなければならない。

（授業科目の区分）

第3条 授業科目の区分は、別表第2のとおりとする。

（卒業に必要な単位数）

第4条 卒業に必要な単位数は、別表第3のとおりとする。

（開設授業科目、単位数及び履修方法等）

第5条 開設する授業科目、単位数及び履修方法等は、別表第4のとおりとする。

（他の専修等の授業科目の履修）

第6条 学生は、必要に応じて所属する専修等以外の授業科目並びに別表第5に定める学校図書館司書教諭資格に関する授業科目及び別表第6に定める学芸員資格に関する授業科目を履修することができる。ただし、学則第53条に規定する卒業要件単位数には含まない。

（四国地区5国立大学連携による共同実施科目）

第6条の2 学生は、必要に応じて別表第7に定める四国地区5国立大学連携による共同

実施科目を履修することができる。

（教育職員の免許状）

第7条 学生が所属する専修等の区分に応じ、卒業に必要な単位数を修得することによって教育職員免許状の授与資格を取得することができる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

課程	専修等の区分		教育職員免許状の種類
学 校 教 育 教 員 養 成 課 程	幼児教育専修		幼稚園教諭一種免許状及び小学校教諭二種免許状
	小 学 校 教 育 教 員 養 成 専 修 課 程	学校教育実践コース	小学校教諭一種免許状及び中学校教諭二種免許状の免許教科のうち国語、英語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術又は家庭のいずれか一つの免許状
		国語科教育コース	小学校教諭一種免許状及び中学校教諭二種免許状（国語）
		英語科教育コース	小学校教諭一種免許状及び中学校教諭二種免許状（英語）
		社会科教育コース	小学校教諭一種免許状及び中学校教諭二種免許状（社会）
		算数科教育コース	小学校教諭一種免許状及び中学校教諭二種免許状（数学）
		理科教育コース	小学校教諭一種免許状及び中学校教諭二種免許状（理科）
		音楽科教育コース	小学校教諭一種免許状及び中学校教諭二種免許状（音楽）
		図画工作科教育コース	小学校教諭一種免許状及び中学校教諭二種免許状（美術）
		体育科教育コース	小学校教諭一種免許状及び中学校教諭二種免許状（保健体育）
		技術科教育コース	小学校教諭一種免許状及び中学校教諭二種免許状（技術）

学 校 教 育 教 員 養 成 課 程		家庭科教育コース	小学校教諭一種免許状及び中学校教諭二種免許状 (家庭)
	中 学 校 教 育 専 修	国語科教育コース	中学校教諭一種免許状（国語），高等学校教諭 一種免許状（国語）及び小学校教諭二種免許状
		英語科教育コース	中学校教諭一種免許状（英語），高等学校教諭 一種免許状（英語）及び小学校教諭二種免許状
		社会科教育コース	中学校教諭一種免許状（社会）及び小学校教諭 二種免許状
		数学科教育コース	中学校教諭一種免許状（数学），高等学校教諭 一種免許状（数学）及び小学校教諭二種免許状
		理科教育コース	中学校教諭一種免許状（理科），高等学校教諭 一種免許状（理科）及び小学校教諭二種免許状
		音楽科教育コース	中学校教諭一種免許状（音楽），高等学校教諭 一種免許状（音楽）及び小学校教諭二種免許状
		美術科教育コース	中学校教諭一種免許状（美術），高等学校教諭 一種免許状（美術）及び小学校教諭二種免許状
		保健体育科教育コース	中学校教諭一種免許状（保健体育），高等学校 教諭一種免許状（保健体育）及び小学校教諭 二種免許状
		技術科教育コース	中学校教諭一種免許状（技術），高等学校教諭 一種免許状（工業）及び小学校教諭二種免許状
		家庭科教育コース	中学校教諭一種免許状（家庭），高等学校教諭 一種免許状（家庭）及び小学校教諭二種免許状
	特別支援教育専修		小学校教諭一種免許状及び特別支援学校教諭 一種免許状（知的障害者に関する教育の領域， 肢体不自由者に関する教育の領域，病弱者に 関する教育の領域）

- 2 所属する専修等以外の教育職員免許状の授与資格を取得する場合は，卒業に必要な単位数のほかに教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規

則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 3 前項の規定によって教育職員免許状の授与資格を取得することができる教育職員免許状の種類は、学則第56条第1項に規定する免許状及びその二種免許状とする。

（保育士資格）

第8条 幼児教育専修に所属する学生は、卒業に必要な単位数を修得することによって保育士資格を取得することができる。

（履修の届出）

第9条 学生は、当該学年内に履修しようとする授業科目について、別に定めるところに従い、履修届を提出しなければならない。

（定期試験）

第10条 定期試験は、原則として当該授業科目の授業が終了する学期末に行うものとする。

- 2 定期試験は、筆記若しくは口述による試験又は報告書、作品若しくは実技の審査によって行うものとする。
- 3 病気その他特別の事情があるときは、別に定めるところにより追試験を行うことができる。

（成績評価の基準）

第11条 成績の判定は、平素の学修状況、出席状況、学修報告、論文及び試験等によって行うものとする。

- 2 学則第49条に規定する成績評価の基準は、S（100点から90点まで）、A（89点から80点まで）、B（79点から70点まで）、C（69点から60点まで）、D（59点以下）とする。
- 3 学生は、一度合格と判定された授業科目については、取り消すこと又は再履修することができない。

（単位の認定）

第12条 単位の認定については、当該授業科目の授業が終了する学期末に行うものとする。

- 2 学則第84条第3号から第5号の一の規定により除籍された者については、当該期間に履修した授業科目の単位は認定しない。

（学修成果の評価等）

第13条 履修登録した各授業科目の成績に対して、グレード・ポイント（以下「GP」という。）を与え、これに基づき履修科目の成績の平均値（以下「GPA」という。）を算出する。

- 2 GP及びGPAの算出方法については、別に定める。
- 3 4年次の履修登録単位数の上限は20単位とする。ただし、当該年次の直前の年度（4年を超えて在学している場合は、履修登録をしようとする年度の直前の年度）のGPAが2.8以上の場合は、30単位を上限として履修することができる。

（不正行為）

第14条 第10条に規定する試験において不正と認められる行為を行った者があるときは、学長は、教授会の意見を聴いて、その者の当該学期に履修した全授業科目に係る成績を不合格とする。

（細則）

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日において、第2年次から第4年次に在学する者に係る授業科目の区分、卒業に必要な単位数、開設授業科目、単位数、履修方法及び成績評価の基準については、改正後の別表第2、別表第3、別表第4及び第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日において、第2年次から第4年次に在学する者に係る開設授業科目、単位数及び履修方法等については、改正後の別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前に入学した者については、改正後の別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表第4の改正規定中の教養基礎科目のうち地域社会研究を履修することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前に入学した者については、改正後の別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前に入学した者については、改正後の別表第3及び別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前に入学した者については、改正後の別表第3、第4及び第6の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前に入学した者については、改正後の別表第3、第4及び第6の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に入学した者については、改正後の別表第3及び第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前に入学した者については、改正後の別表第3及び第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前に入学した者については、改正後の第6条の2及び別表第4の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に入学した者については、改正後の別表第4及び別表第7の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に入学した者については、改正後の別表第4、別表第5及び別表第7の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前に入学した者については、改正後の別表第4及び別表第7の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した者については、改正後の別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 平成31年度以前に入学した者については、改正後の別表第4及び別表第7の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前に入学した者については、改正後の第13条の3及び別表第7の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に入学した者については、改正後の別表第4及び別表第7の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前に入学した者については、改正後の別表第2、別表第3及び別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

課 程	専 修 等	
学校教育教員 養成課程	幼 児 教 育 専 修	
	小 学 校 教 育 専 修	学校教育実践コース 国語科教育コース 英語科教育コース 社会科教育コース 算数科教育コース 理科教育コース 音楽科教育コース 図画工作科教育コース 体育科教育コース 技術科教育コース 家庭科教育コース
	中 学 校 教 育 専 修	国語科教育コース 英語科教育コース 社会科教育コース 数学科教育コース 理科教育コース 音楽科教育コース 美術科教育コース 保健体育科教育コース 技術科教育コース 家庭科教育コース
	特 別 支 援 教 育 専 修	

別表第2（第3条関係）

授業科目の 区 分	内 容
教養基礎 科 目	高等学校までの学習で獲得した知識，大学で習得する知識を関連づけ，統合して，現代社会の諸問題に主体的に向き合うことができるようにするための，学問横断的な科目を中心とした「現代社会の諸問題」領域と，心身の健康の獲得及び自己表現力とコミュニケーション能力の習得を目的とした「身体運動・表現・コミュニケーション」領域の2領域において，授業科目を開設する。
教育実践 コア科目	教科の成立と人間理解を通して，教師という職業について様々な側面から理解し，あるべき教師像を考える「教育実践基礎演習」と，現代的な教育課題に対応する科目で構成したもので，「教育実習」と並ぶ教育実践のためのコアとなる科目として開設する。
教職共通 科 目	教職に関する専門科目で，学校教育の理論的・実践的分野に関わる科目を含み，特に子どもとのふれあいを重視するための授業科目として，実地教育を開設する。
専修専門 科 目	学生の専修・教育コースに応じて，それぞれの分野での指導能力を高め，自分の得意分野を確立し，教育実践・教育研究を進めていく能力と態度を培うための授業科目を開設する。
卒業研究	教養基礎科目，教職共通科目及び専修専門科目などの学習を基に，学校教育の諸問題に対して，その状況を的確に把握・分析し，解決できる能力の育成を図るために，自らが課題を設定して研究を行う。

別表第3（第4条関係）

専修・ コース 授業科目 の区分	幼 児 教 育 専 修	小 学 校 教 育 専 修			中 学 校 教 育 専 修		特 別 支 援 教 育 専 修
		学 校 教 育 実 践 コ ー ス	体 育 科 教 育 コ ー ス	左 記 以 外 の コ ー ス	技 術 科 教 育 コ ー ス	左 記 以 外 の コ ー ス	
教養基礎 科目	2 0 単 位 以 上	2 2 単 位 以 上	2 2 単 位 以 上	2 2 単 位 以 上	2 2 単 位 以 上	2 2 単 位 以 上	2 2 単 位 以 上
教育実践 コア科目	6 単 位 以 上	1 0 単 位 以 上	4 単 位 以 上	4 単 位 以 上	4 単 位 以 上	4 単 位 以 上	4 単 位 以 上
教職共通 科目	6 0 単 位 以 上	5 4 単 位 以 上	5 4 単 位 以 上	5 4 単 位 以 上	5 4 単 位 以 上	5 0 単 位 以 上	5 2 単 位 以 上
専修専門 科目	3 8 単 位 以 上	3 0 単 位 以 上	3 1 単 位 以 上	3 0 単 位 以 上	3 4 単 位 以 上	3 4 単 位 以 上	3 8 単 位 以 上
卒業研究	4 単位	4 単位	4 単位	4 単位	4 単位	4 単位	4 単位
計	1 2 8 単位以上	1 2 8 単位以上	1 2 8 単位以上	1 2 8 単位以上	1 2 8 単位以上	1 2 8 単位以上	1 2 8 単位以上

備考

- 1 小学校教育専修，中学校教育専修及び特別支援教育専修の学生は，この表の教養基礎科目，教育実践コア科目，教職共通科目及び専修専門科目の各欄から，合計124単位以上を修得しなければならない。
- 2 中学校教育専修美術科教育コースおよび中学校教育専修家庭科教育コースの学生は，四国地区5国立大学連携教職課程の科目の内，他大学で開講される科目から，8単位以上を修得しなければならない。

別表第4(第5条関係)

幼児教育専修

区分	授業科目		単位数	必修・選択等の区分			授業の方法	標準履修年次	履修方法
				必修	選択	自由			
教養基礎科目	現代社会の諸問題	日本国憲法	2	2			講義	1	左欄から、2単位を修得すること。
		環境	2	4	2		講義	1・2・3	左欄から、4単位以上修得すること。(5主題群の中から2主題群を選択すること。) なお、別表第7の主題群より選択し履修する場合は、卒業要件として2単位まで認める。
		科学と環境	2		2		講義	1・2・3	
		開発と環境	2		2		講義	1・2・3	
		人類の共存	2		2		講義	1・2・3	
		紛争と平和	2		2		講義	1・2・3	
		人口と食糧問題	2		2		講義	1・2・3	
		倫理と科学	2		2		講義	1・2・3	
		生体メカニズムと生命倫理	2		2		講義	1・2・3	
		科学技術と社会	2		2		講義	1・2・3	
		市民社会と人権	2		2		講義	1・2・3	
		人権確立の歴史	2		2		講義	1・2・3	
		市民社会と公共性	2		2		講義	1・2・3	
	芸術と文化	西洋の文化研究	2		2		講義	1・2・3	
		東洋の文化研究	2		2		講義	1・2・3	
		阿波学(地域文化研究)	2		2		講義	1・2・3	
	日本事情・日本文化		2		2		講義	1・2	(外国人留学生に限る。)
	身体運動・表現コミュニケーション	健康・スポーツ科学Ⅰ	2	2			講義・実技	1	左欄から、4単位を修得すること。
		健康・スポーツ科学Ⅱ	2	2			講義・実技	3	
		基礎情報教育	2	2			実習	1	
		実践情報教育Ⅰ	2	2	2		演習	2	左欄から、4単位以上修得すること。
		実践情報教育Ⅱ	2		2		演習	2	
		実践情報教育Ⅲ	2		2		演習	2	
		英語コミュニケーションⅠ	1	1			演習	1	左欄から、6単位以上修得すること。
		英語コミュニケーションⅡ	1	1			演習	1	
		英語コミュニケーションⅢ	1	2	1		演習	2	
		英語コミュニケーションⅣ	1		1		演習	2	
		英語コミュニケーションⅤ	1		1		演習	1・2	
		英語リーディングⅠ	1	1			演習	1	
		英語リーディングⅡ	1	1			演習	1	
		英会話	1		1		演習	3・4	
		ドイツ語Ⅰ	2		2		演習	1	
		ドイツ語Ⅱ	2		2		演習	2	
		フランス語Ⅰ	2		2		演習	1	
		フランス語Ⅱ	2		2		演習	2	
		中国語Ⅰ	2		2		演習	1・2・3	
		中国語Ⅱ	2		2		演習	2・3・4	
教育実践コア科目	教育実践基礎演習		1	1			演習	1	左欄から、6単位を修得すること。
	幼児教育実践		2	2			演習	2	
	ICT活用教科教育実践演習		1	1			演習	3	
	性に関するダイバーシティ教育論		1	1			講義	1・2	
	グローバル化・多文化化時代の学校教育		1	1			講義	1・2	
教職共通科目	第二欄	保育内容総論	1	1			演習	2	左欄から、13単位を修得すること。
		保育内容(人間関係)	2	2			演習	3	
		保育内容(環境)	2	2			演習	1	
		保育内容(言葉)	2	2			演習	1	
		保育内容(表現Ⅰ)	2	2			演習	2	
		保育内容(表現Ⅱ)	2	2			演習	2	
		保育内容(健康)	2	2			演習	3	
	第一欄	初等国語科教育論	2	4	2		講義	2	左欄から、10単位以上を修得すること。
		初等社会科教育論	2		2		講義	1	
		算数科教育論	2		2		講義	2	
		初等理科教育論	2		2		講義	2	
		初等音楽科教育論	2		2		講義	2	
		図画工作科教育論	2		2		講義	2	
		体育科教育論	2		2		講義	3	
		初等家庭科教育論	2		2		講義	2	
		初等英語科教育論	2		2		講義	3	
		生活科教育論	2		2		講義	3	

教職共通科目	第三欄	人間形成原論	2	2		講義	1	左欄から、11単位以上を修得すること。
		教職論	2	2		講義	1	
		教育制度・経営論	2	2	2	講義	2	
		教育社会学	2	2	2	講義	2	
		教育心理学(発達心理を含む。)	2	2		講義	2	
		学校教育心理学演習	2		2	講義・演習	3・4	
		発達の多様性に応える教育	1	1		講義	2	
		教育課程論(校種間連携を含む。)	1		1	講義	3・4	
		幼児教育課程論	2	2		講義	3	
	第四欄	道徳教育指導論	2	2		講義	1	左欄から、11単位以上を修得すること。
		総合的な学習の時間の指導法	1	1		講義	2	
		特別活動指導論	1		1	講義	3	
		教育工学(情報通信技術の活用を含む。)	2	2		講義	3・4	
		幼児理解と保育実践の心理学	2	2		講義	3	
		生徒指導論(進路指導を含む。)	1	1		講義	2	
		いじめ防止論	1	1		講義	2	
		教育相談論	2	2		講義	3・4	
	第五欄	ふれあい実習(初等)	1	1		実習	1	左欄から、15単位以上を修得すること
		附属校園観察実習(初等)	1	1		講義・実習	3	
		主免教育実習(初等)	4	4		実習	3	
		主免教育実習事前事後指導(初等)	1	1		実習	3	
		保育所実習Ⅰ	2	2		実習	2	
		施設実習	2	2		実習	2	
		保育所実習Ⅱ	2	2		実習	4	
		保育実習指導	1	1		演習	4	
		教員インターンシップ	2		2	実習	4	
		教職実践演習(幼・小・中・高)	2	2		演習	4	
専修専門科目	領域の専門科目	幼児と健康	1	1		演習	3	左欄から、5単位を修得すること。
		幼児と人間関係	1	1		演習	3	
		幼児と環境	1	1		演習	1	
		幼児と言葉	1	1		演習	1	
		幼児と表現	1	1		演習	2	
	教科の専門科目	初等国語	2		2	講義	1	左欄から、8単位以上を修得すること。
		初等社会	2		2	講義	2	
		算数	2		2	講義	2	
		初等理科	2		2	講義	1	
		生活	2		2	講義	1	
		初等音楽Ⅰ	2		2	演習	1	
		図画工作Ⅰ	2	4	2	演習	1	
		初等体育Ⅰ	2		2	実習	2	
		初等音楽Ⅱ	2		2	演習	2	
		図画工作Ⅱ	2	4	2	演習	2	
		初等体育Ⅱ	2		2	演習	3	
		初等家庭	2		2	講義	2	
		初等英語	2		2	講義	3	
	乳幼児教育科目	保育原論	2	2		講義	1	左欄から、25単位以上を修得すること。
		社会的養護Ⅰ	2	2		講義	2	
		社会福祉論	2	2		講義	1	
		子ども家庭支援の心理学	2	2		講義	2	
		子どもの理解と援助	1	1		演習	3	
		子ども家庭支援論	2	2		講義	3	
		子育て支援	1	1		演習	1	
		子ども家庭福祉	2	2		講義	2	
		子どもの保健	2	2		講義	1	
		子どもの健康と安全	1	1		演習	2	
		子どもの食と栄養	2	2		演習	2	
		乳児保育Ⅰ	2	2		講義	1	
		乳児保育Ⅱ	1	1		演習	1	
		乳幼児教育研究法Ⅰ	2		2	演習	3	
		乳幼児教育研究法Ⅱ	4		4	演習	4	
		重複・LD等教育総論	2	2		演習	4	
		社会的養護Ⅱ	1	1		演習	3	
研究	卒業研究		4	4		演習	3～4	左欄から、4単位を修得すること。

別表第4(第5条関係)

小学校教育専修

区分	授業科目		単位数	必修・選択等の区分			授業の方法	標準履修年次	履修方法
				必修	選択	自由			
教養基礎科目	現代社会の諸問題	日本国憲法	2	2			講義	1	左欄から、2単位を修得すること。
		環境	2	6	2		講義	1・2・3	左欄から、6単位以上修得すること。(5主題群の中から3主題群を選択すること。)なお、別表第7の主題群より選択し履修する場合は、卒業要件として2単位まで認める。
		科学と環境	2		2		講義	1・2・3	
		開発と環境	2		2		講義	1・2・3	
		人類の共存	2		2		講義	1・2・3	
		紛争と平和	2		2		講義	1・2・3	
		人口と食糧問題	2		2		講義	1・2・3	
		科学と倫理	2		2		講義	1・2・3	
		生体メカニズムと生命倫理	2		2		講義	1・2・3	
		科学技術と社会	2		2		講義	1・2・3	
		市民社会と人権	2		2		講義	1・2・3	
		人権確立の歴史	2		2		講義	1・2・3	
		市民社会と公共性	2		2		講義	1・2・3	
		芸術と文化	2		2		講義	1・2・3	
		西洋の文化研究	2		2		講義	1・2・3	
		東洋の文化研究	2		2		講義	1・2・3	
		阿波学(地域文化研究)	2		2		講義	1・2・3	
		日本事情・日本文化	2		2		講義	1・2	(外国人留学生に限る。)
	身体運動・表現コミュニケーション	健康・スポーツ科学Ⅰ	2	2			講義・実技	1	左欄から、4単位を修得すること。
		健康・スポーツ科学Ⅱ	2	2			講義・実技	3	
		基礎情報教育	2	2			実習	1	左欄から、4単位以上を修得すること。
		実践情報教育Ⅰ	2		2		演習	2	
		実践情報教育Ⅱ	2		2		演習	2	
		実践情報教育Ⅲ	2		2		演習	2	
		英語コミュニケーションⅠ	1	2			演習	1	左欄から、6単位以上を修得すること。
		英語コミュニケーションⅡ	1				演習	1	
		英語コミュニケーションⅢ	1		1		演習	2	
		英語コミュニケーションⅣ	1		1		演習	2	
		英語コミュニケーションⅤ	1		1		演習	1・2	
		英語リーディングⅠ	1	1			演習	1	
		英語リーディングⅡ	1	1			演習	1	
		英会話	1		1		演習	3・4	
		ドイツ語Ⅰ	2		2		演習	1	
		ドイツ語Ⅱ	2		2		演習	2	
		フランス語Ⅰ	2		2		演習	1	
		フランス語Ⅱ	2		2		演習	2	
		中国語Ⅰ	2		2		演習	1・2・3	
		中国語Ⅱ	2		2		演習	2・3・4	
教育実践科目	教育実践コア科目	教育実践基礎演習	1	1			演習	1	左欄から、4単位以上を修得すること。ただし、学校教育実践コースの学生は学校教育実践Ⅰ～Ⅲを必ず履修し、合計10単位以上を修得すること。
		ICT活用教科教育実践演習	1	1			演習	3	
		性に関するダイバーシティ教育論	1	1			講義	1・2	
		グローバル化・多文化化時代の学校教育	1	1			講義	1・2	
		(学校教育実践コース)							
		学校教育実践Ⅰ(授業設計)	2		2		演習	2	
		学校教育実践Ⅱ(授業省察)	2		2		演習	3	
		学校教育実践Ⅲ(子ども・学級理解)	2		2		演習	3	
		(美術科教育コース)							
		地域ワークショップデザイン	2		2		演習	2	
教職共通科目	第二欄	初等国語科教育論	2	2			講義	2	左欄から、24単位以上を修得すること。
		初等社会科教育論	2	2			講義	1	
		算数科教育論	2	2			講義	2	
		初等理科教育論	2	2			講義	2	
		生活科教育論	2	2			講義	3	
		初等音楽科教育論	2	2			講義	2	

教職共通科目

第二欄

図画工作科教育論	2	2			講義	2	所属するコースの授業科目について、履修すること。 ただし、学校教育実践コースの学生は、国語科教育コースから家庭科教育コースまでのいずれか一つのコースを選択すること。
体育科教育論	2	2			講義	3	
初等家庭科教育論	2	2			講義	2	
初等英語科教育論	2	2			講義	3	
(国語科教育コース)							
中等国語科教材論	2	2			講義	2	
中等国語科教育論	2	2			講義	3	
中等国語科授業論	2		2		講義	3	
国語科教育特論	2		2		講義	4	
(英語科教育コース)							
英語科教育論Ⅰ	2	2			講義	2	
英語科教育論Ⅱ	2	2			講義	2	
英語科教育論Ⅲ	2		2		講義	3	
英語科教育論Ⅳ	2		2		講義	3	
(社会科教育コース)							
中等社会科教育論	2	2			講義	1	
中等社会科授業論	2	2			講義	2	
地理歴史科教育論	2		2		講義	4	
社会科・地理歴史科教材論	2		2		講義	3	
公民科教育論	2		2		講義	4	
社会科・公民科教材論	2		2		講義	3	
(算数科教育コース)							
数学科教育論	2	2			講義	2	
数学科教材論	2	2			講義	3	
数学科授業論	2		2		講義	3	
数学科教育学特論	2		2		講義	3	
(理科教育コース)							
中等理科教育論Ⅰ	2	2			講義	2	
中等理科教育論Ⅱ	2	2	2		講義	3	
中等理科教育論Ⅲ	2		2		講義	3	
中等理科教育論Ⅳ	2		2		講義	4	
(音楽科教育コース)							
中等音楽科教育論	2	2			講義	2	
中等音楽科授業論	2	2			講義	3	
中等音楽科教材論	2		2		講義	3	
中等音楽科教育特論	2		2		講義	4	
(図画工作科教育コース)							
美術科教育論	2	2			講義	3	
美術科授業論	2	2			講義	3	
美術科教材論	2		2		講義	3	
美術科教育法Ⅰ	2		2		講義	2	
美術科教材開発実践研究	2	2			講義	3	
美術科教育特論	2		2		講義	2	
(体育科教育コース)							
保健体育科教育論Ⅰ	2	2			講義	1	
保健体育科教育論Ⅱ	2	2			講義	1	
保健体育科教育論Ⅲ	2		2		講義	3	
保健体育科教育論Ⅳ	2		2		講義	3	
(技術科教育コース)							
技術科教育論Ⅰ	2	2			講義	2	
技術科教育論Ⅱ	2		2		講義	3	
技術科教育論演習Ⅰ	2		2		演習	3	
技術科教育論演習Ⅱ	2		2		演習	4	
工業科教育論Ⅰ	2	2			講義	4	
工業科教育論Ⅱ	2		2		講義	4	
情報科教育法Ⅰ	2		2		講義	3	
情報科教育特論	2		2		講義	1・2	
情報科教育授業論	2		2		講義	1・2	
(家庭科教育コース)							
中等家庭科教育論	2	2			講義	2	
中等家庭科授業論	2	2			講義	2	
中等家庭科教材論	2		2		講義	3	
中等家庭科教育特論	2		2		講義	3	
中等家庭科実践研究	2		2		講義	3	
中等家庭科指導法Ⅰ	2		2		講義	2	
持続可能な生活づくり	2		2		講義	2	
家庭科内容構成	2		2		講義	3	

教職 共通科目	第三欄	人間形成原論	2	2			講義	1	左欄から、10単位以上を 修得すること。
		教職論	2	2			講義	1	
		教育制度・経営論	2	2	2		講義	2	
		教育社会学	2				講義	2	
		教育心理学(発達心理を含む。)	2	2			講義	2	
		学校教育心理学演習	2		2		講義・演習	3・4	
		発達の多様性に応える教育	1	1			講義	2	
		教育課程論(校種間連携を含む。)	1	1			講義	3・4	
	第四欄	道徳教育指導論	2	2			講義	1	左欄から、10単位を修得 すること。
		総合的な学習の時間の指導法	1	1			講義	2	
		特別活動指導論	1	1			講義	3	
		教育工学(情報通信技術の活用を含む。)	2	2			講義	3・4	
		生徒指導論(進路指導を含む。)	1	1			講義	2	
		いじめ防止論	1	1			講義	2	
		教育相談論	2	2			講義	3・4	
	第五欄	ふれあい実習(初等)	1	1			実習	1	左欄から、10単位以上を 修得すること。
		附属校園観察実習(初等)					講義・実習	3	
		主免教育実習(初等)	4	4			実習	3	
		主免教育実習事前事後指導(初等)	1	1			実習	3	
		副免教育実習(中等)	2	2			実習	4	
		教員インターンシップ	2		2		実習	4	
		教職実践演習(幼・小・中・高)	2	2			演習	4	
専修 専門科目	教科 の専 門科 目	初等国語	2	2			講義	1	左欄から、20単位以上を 修得すること。
		初等社会	2	2			講義	2	
		算数	2	2			講義	2	
		初等理科	2	2			講義	1	
		生活	2	2			講義	1	
		初等音楽Ⅰ	2	2			演習	1	
		図画工作Ⅰ	2	2			演習	1	
		初等体育Ⅰ	2	2			実習	2	
		初等家庭	2	2			講義	2	
		初等英語	2	2			講義	3	
		初等音楽Ⅱ	2		2		演習	2	
		図画工作Ⅱ	2		2		演習	2	
		初等体育Ⅱ	2		2		演習	3	
	国語 学 国 文 学 漢 文 学 書 道 英 語 学 英 語 文 学	(国語科教育コース)							所属するコースの授業科目 について、10単位以上を修 得すること。 ただし、学校教育実践コー スの学生は、国語科教育 コースから家庭科教育コー スまでのいずれか一つのコー スを選択すること。
		国語学概論(音声言語・文章表現を含む。)	2	2			講義	1	
		国語学Ⅰ	2		2		講義	1	
		国語学Ⅱ	2		2		講義	2	
		国語学特論Ⅰ	2		2		講義	2	
		国語学特論Ⅱ	2		2		講義	4	
		語学・文学総合演習Ⅰ(国語学)	2		2		演習	3	
		国文学概論(国文学史を含む。)	2	2			講義	1	
		国文学Ⅰ	2		2		講義	2	
		国文学Ⅱ	2		2		講義	2	
		国文学特論Ⅰ	2		2		講義	2	
		国文学特論Ⅱ	2		2		講義	3	
		語学・文学総合演習Ⅱ(国文学)	2		2		演習	3	
		国文学演習	2		2		演習	4	
		漢文学概論	2	2			講義	1	
		語学・文学総合演習Ⅲ(漢文学)	2		2		演習	3	
		書写Ⅰ	2	2			実習	1	
		書写Ⅱ	2		2		実習	2	
		書写Ⅲ	1		1		実習	3	
		(英語科教育コース)							
		英語基礎研究	2	2			講義	1	
		英語学概論	2	2			講義	1	
		学習英文法	2		2		講義	2	
		英語音声学	2		2		講義	2	
		英語学研究Ⅰ	2		2		講義	3	
		英語学研究Ⅱ	2		2		講義	3	
		英文講読	2	2			講義	1	
		英文学史	2		2		講義	2	
		米文学史	2		2		講義	3	
		英米文学研究Ⅰ	2		2		講義	2・3	
		英米文学研究Ⅱ	2		2		講義	3・4	

専修専門科目

教科の専門科目

英語コミュニケーション	英語オーラルコミュニケーションⅠ	2	2			演習	2
	英語オーラルコミュニケーションⅡ	2		2		演習	3
	ライティングⅠ	2		2		演習	3
	ライティングⅡ	2		2		演習	4
異文化理解	比較文化研究Ⅰ	2	2	2		講義	1
	比較文化研究Ⅱ	2		2		講義	2
(社会科教育コース)							
日本史及び外国史	日本史学概論	1	1			講義	1
	日本史学特論Ⅰ(古代・中世)	2		2		講義	2
	日本史学特論Ⅱ(近世・近代)	2		2		講義	2
	外国史概論	1	1			講義	1
	外国史特論	2		2		講義	2
	考古学	2		2		講義	1・2
	史学演習	2		2		演習	3
	史料講読	2		2		演習	3
地理学	人文地理学特論	2		2		講義	2
	自然地理学特論	2		2		講義	1・2
	地理学概論	1	1			講義	1
	地理学演習	2		2		演習	3
	地理学実習	1		1		実習	3
	地理学野外実習	1		1		実習	3
	地誌学概論	1	1			講義	1
	地誌学特論	2		2		講義	2
法学・政治学	法学概論(国際法を含む。)	2	2			講義	2
	法学特論	2		2		講義	3
	法学演習	2		2		演習	3
社会学・経済学	社会学概論	2	2	2		講義	2
	経済学概論	2		2		講義	2
	社会学特論	2		2		講義	3
	経済学特論	2		2		講義	3
	社会学演習	2		2		演習	4
	経済学演習	2		2		演習	3
	情報経済論	2		2		講義	3
哲学・宗教学・心理学	哲学・倫理学概論	2	2			講義	2
	哲学・倫理学特論	2		2		講義	3
	哲学・倫理学演習	2		2		演習	3
(算数科教育コース)							
代数学	代数学Ⅰ	2	2			講義・演習	1
	代数学Ⅱ	2		2		講義・演習	2
	代数学Ⅲ	2		2		講義	3
	代数学特論	2		2		講義	3・4
幾何学	幾何学Ⅰ	2	2			講義・演習	1
	幾何学Ⅱ	2		2		講義・演習	2
	幾何学Ⅲ	2		2		講義	3
	幾何学特論	2		2		講義	3・4
解析学	解析学Ⅰ	2	2			講義・演習	1
	解析学Ⅱ	2		2		講義・演習	2
	解析学Ⅲ	2		2		講義	3
	解析学特論	2		2		講義	3・4
数学・統計学	確率・統計学	2	2			講義	2
	確率・統計学特論	2		2		講義	3・4
コンピュータ	計算数学	2	2			講義・演習	3
	計算数学特論	2		2		講義	3・4
基礎数学	基礎数学Ⅰ	2		2		講義	1
	基礎数学Ⅱ	2		2		講義	1
(理科教育コース)							
物理学	中等理科(物理学分野)	1	1			講義	1
	物理学Ⅰ	2		○2		講義	1
	物理学Ⅱ	2		○2		講義	2
	物理学Ⅲ	2		2		講義	3
物理学実験	物理学実験Ⅰ	1	1			実験	2
	物理学実験Ⅱ	1		○1		実験	2
化学	中等理科(化学分野)	1	1			講義	1
	化学Ⅰ	2		○2		講義	1
	化学Ⅱ	2		○2		講義	2
	化学Ⅲ	2		2		講義	3

○印の単位から2単位以上を修得すること。

専修専門科目	教科の専門科目	化学実験	化学実験Ⅰ	1	1			実験	2
			化学実験Ⅱ	1		○1		実験	2
		生物学	中等理科(生物学分野)	1	1			講義	1
			生物学Ⅰ	2		○2		講義	1
			生物学Ⅱ	2		○2		講義	2
			生物学Ⅲ	2		2		講義	4
		生物学実験	生物学実験Ⅰ	1	1			実験	3
			生物学実験Ⅱ	1		○1		実験	3
		地学	中等理科(地学分野)	1	1			講義	1
			地学Ⅰ	2		○2		講義	1
			地学Ⅱ	2		○2		講義	2
			地学Ⅲ	2		2		講義	3
		地学実験	地学実験Ⅰ(野外実習)	1	1			実験	1
			地学実験Ⅱ	1		○1		実験	1
			地学巡検	1			1	実習	3・4
		(音楽科教育コース)							
		ソルフェージュ	ソルフェージュ	2	2			演習	1
		声乐	声乐(合唱を含む。)	1	1			実技	1
			日本の伝統音楽(日本の伝統的な歌唱を含む。)	1	1			講義・演習	1
			声乐基礎Ⅰ	2		2		演習	1
			声乐基礎Ⅱ	2		2		演習	2
			歌唱法Ⅰ	1		1		実技	2・3
			歌唱法Ⅱ	1		1		実技	3・4
		器楽	器楽(合奏及び伴奏を含む。)	1	1			実技	1
			日本の伝統音楽(和楽器)	1	1			講義・演習	1
			ピアノ基礎Ⅰ	2		2		演習	1
			ピアノ基礎Ⅱ	2		2		演習	2
			ピアノⅠ	1		1		実技	2・3
			ピアノⅡ	1		1		実技	3・4
			管弦打楽器基礎Ⅰ	2		2		演習	1
			管弦打楽器基礎Ⅱ	2		2		演習	2
			管弦打楽器Ⅰ	1		1		実技	2・3
			管弦打楽器Ⅱ	1		1		実技	3・4
		指揮法	指揮法	2	2			講義・演習	2
			指揮Ⅰ	2		2		講義・演習	3
			指揮Ⅱ	2		2		講義・演習	3
			合唱	2		2		講義・演習	3・4
			合奏	2		2		講義・演習	3・4
		音楽理論・作曲史及び音楽法	音楽の理論と歴史(作曲法・編曲法及び日本伝統音楽・諸民族音楽を含む。)	2	2			講義	1
			音楽通論	2		2		講義	1
			作曲法	2		2		講義・演習	2
		(図画工作科教育コース)							
		絵画	絵画Ⅰ	2	2			実技	1
			絵画ⅡA	1		1		実技	2
			絵画ⅡB	1		1		実技	2
			絵画演習Ⅰ	2		2		実技	2
			絵画演習Ⅱ	2		2		実技	2
			絵画材料研究	2		2		演習	3
			絵画特別演習Ⅰ	2		2		演習	3
			絵画特別演習Ⅱ	2		2		演習	2
			素描	2		2		実技	1
		彫刻	彫刻Ⅰ	2	2			実技	1
			彫刻Ⅱ	2		2		実技	2
			彫刻材料研究	2		2		演習	3
			彫刻特別演習	2		2		演習	3
		デザイン	構成・デザインⅠ	2	2			実技	1
			構成・デザインⅡ	2		2		実技	2
			構成・デザイン材料研究	2		2		演習	4
			構成・デザイン特別演習	2		2		演習	3
			映像メディア表現	2		2		演習	2
		工芸	工芸Ⅰ	2	2			実技	1
			工芸Ⅱ	2		2		実技	2
			工芸材料研究	2		2		演習	2
			工芸演習	2		2		演習	2

専修専門科目

教科の専門科目

美術 理論・美術史	美術理論・美術史Ⅰ	2	2			講義	2
	美術理論・美術史	2		2		講義	3
	美術史演習	2		2		演習	3
	美術教育の未来を考える	2		2		講義	1
	先端芸術表現論	2		2		講義	2
	20世紀の美術理論と現在	2		2		講義	2
	(体育科教育コース)						
	運動方法Ⅰ	2	2	2		演習	1・2
	運動方法Ⅱ	2		2		演習	1・2
	運動方法Ⅲ	2	2	2		演習	1・2
体育 実技	運動方法Ⅳ	2		2		演習	1・2
	運動方法Ⅴ	2		2		演習	3・4
	運動方法Ⅵ	2	2	2		演習	2
	運動方法Ⅶ	2		2		演習	3・4
	運動方法Ⅷ	2	2	2		演習	3・4
体育 原理・体育心理学・体育社会学及び運動学	体育哲学Ⅰ	1	1	1		講義	2
	体育哲学Ⅱ	1		1		演習	2
	体育心理学Ⅰ	1		1		講義	1
	体育心理学Ⅱ	1		1		演習	1
	体育経営管理学Ⅰ	1		1		講義	3
	体育経営管理学Ⅱ	1		1		演習	3
	体育社会学Ⅰ	1		1		講義	3
	体育社会学Ⅱ	1		1		演習	3
	運動学Ⅰ	1	1			講義	2
	運動学Ⅱ	1		1		演習	2
生理学	生理学Ⅰ	1	1			講義	1
	生理学Ⅱ	1		1		演習	1
衛生学・公衆衛生学	衛生学・公衆衛生学Ⅰ	1	1			講義	3
	衛生学・公衆衛生学Ⅱ	1		1		演習	3
保健学校	学校保健Ⅰ	1	1			講義	2
	学校保健Ⅱ	1		1		演習	2
(技術科教育コース)							
木材加工	材料加工学Ⅰ(木材加工, 製図及び実習を含む。)	1	1			演習	2
	木材及び木質材料学	2		2		講義	3
金属加工	材料加工学Ⅱ(金属加工, 製図及び実習を含む。)	1	1			演習	2
	工業材料概論	2		2		講義	3
機械	機械基礎(実習を含む。)	2	2			演習	1
	機械工学	2		2		演習	3
	設計製図	2		2		演習	3
電気	電気基礎(実習を含む。)	2	2			演習	2
	電気工学	2		2		演習	3
	電子工学	2		2		演習	4
情報とコンピュータ	情報技術基礎(実習を含む。)	2	2			演習	1
	情報処理	2		2		講義	3
栽培	栽培(実習を含む。)	2	2			演習	2
	生物システム工学	2		2		講義・演習	2
職業指導	職業指導	2		2		講義	3
情報社会及び情報倫理	情報社会と情報倫理	2		2		講義	2
	インターネット社会のための情報倫理	1		1		講義	1
コンピュータ処理及び情報	情報エレクトロニクスとコンピュータプログラミング演習(実習を含む。)	2		2		講義	2
	情報回路と計測・制御(実習を含む。)	2		2		演習	2
	ヒューマンインターフェース	2		2		演習	2
	プログラミング言語Ⅰ	2		2		講義	3
	データ構造とアルゴリズム	2		2		講義	1
	情報工学Ⅰ	2		2		講義	2
	情報工学Ⅱ	2		2		演習	2
	情報システム(実習を含む。)	2		2		演習	3
	情報技術(実習を含む。)	2		2		演習	2
	計測・制御システムの設計	2		2		講義・演習	3
情報システム	情報システム開発演習	2		2		演習	3

体育哲学Ⅱ, 体育心理学Ⅱ, 体育経営管理学Ⅱ, 体育社会学Ⅱを履修する者は, その前にそれぞれ体育哲学Ⅰ, 体育心理学Ⅰ, 体育経営管理学Ⅰ, 体育社会学Ⅰの単位を修得しておくこと。

専修専門科目	教科の専門科目	情報通信ネットワーク	情報通信(実習を含む。)	2		2		演習	2	情報変革と職業, 情報・職業, または情報と職業いずれかを選択すること。(2科目以上の履修は不可。)
			情報ネットワーク演習(実習を含む。)	2		2		演習	2	
		マルチメディア表現及び技術	マルチメディアと教育技術(実習を含む。)	2		2		演習	2	
			マルチメディア技術	2		2		演習	3	
			デジタル画像処理	2		2		演習	3・4	
		情報と職業	情報変革と職業	2		2		講義	2	
			情報・職業	2		2		講義	3・4	
			情報社会の発展と職業	2		2		講義	3	
		(家庭科教育コース)								
		家庭経営学	家庭経営学概論(家族関係学及び家庭経済学を含む。)	2	2			講義	1	
			生活課題の調査と分析	1		1		講義	3	
			家庭経営学	2		2		講義	2	
			消費生活論	2		2		講義	2	
			家庭経営学演習	2		2		演習	3	
		被服学	被服学概論(被服製作実習を含む。)	2	2			講義	1	
			テキスタイル基礎科学	2		2		講義・演習	3	
			衣生活学	2		2		講義	2	
			被服学実験	1		1		実験	3	
			被服構成実習	1		1		実習	3	
		食物学	食物学概論(栄養学, 食品学及び調理実習を含む。)	2	2			講義	1	
			食物学特論	1		1		講義	3	
			食物学総論	1		1		講義	2	
			食物学Ⅱ	2		2		講義	3	
			食品栄養学	2		2		講義	3	
			調理実習	1		1		実習	2	
			食物学実験	1		1		実験	3	
		住居学	住居学概論(製図を含む。)	2	2			講義	1	
			住居学	2		2		講義	2	
			住生活学	2		2		講義	3	
			住居設計・製図	2		2		演習	2	
		保育学	保育学	2	2			講義・演習	2	
			保育学Ⅱ	2		2		講義・演習	2	
		家庭電気・機械及び情報処理	家庭電気・機械及び情報処理	2		2		講義	3	
卒業研究	卒業研究			4	4			演習	3～4	左欄から, 4単位を修得すること。

別表第4(第5条関係)

中学校教育専修

区分	授業科目		単位数	必修・選択等の区分			授業の方法	標準履修年次	履修方法
				必修	選択	自由			
教養基礎科目	現代社会の諸問題	日本国憲法	2	2			講義	1	左欄から、2単位を修得すること。
		環境	2	6	2		講義	1・2・3	左欄から、6単位以上修得すること。(5主題群の中から3主題群を選択すること。)なお、別表第7の主題群より選択し履修する場合は、卒業要件として2単位まで認める。
		科学と環境	2		2		講義	1・2・3	
		開発と環境	2		2		講義	1・2・3	
		人類の共存	2		2		講義	1・2・3	
		紛争と平和	2		2		講義	1・2・3	
		人口と食糧問題	2		2		講義	1・2・3	
		倫理と科学	2		2		講義	1・2・3	
		生体メカニズムと生命倫理	2		2		講義	1・2・3	
		科学技術と社会	2		2		講義	1・2・3	
		市民社会と人権	2		2		講義	1・2・3	
		人権確立の歴史	2		2		講義	1・2・3	
		市民社会と公共性	2		2		講義	1・2・3	
	芸術と文化	西洋の文化研究	2		2		講義	1・2・3	
		東洋の文化研究	2		2		講義	1・2・3	
		阿波学(地域文化研究)	2		2		講義	1・2・3	
		日本事情・日本文化	2		2		講義	1・2	
		健康・スポーツ科学Ⅰ	2	2			講義・実技	1	
		健康・スポーツ科学Ⅱ	2	2			講義・実技	3	
		基礎情報教育	2	2			実習	1	
		実践情報教育Ⅰ	2	2	2		演習	2	
		実践情報教育Ⅱ	2		2		演習	2	
		実践情報教育Ⅲ	2		2		演習	2	
	身体運動・表現コミュニケーション	英語コミュニケーションⅠ	1	1			演習	1	左欄から、6単位以上修得すること。
		英語コミュニケーションⅡ	1	1			演習	1	
		英語コミュニケーションⅢ	1	2	1		演習	2	
		英語コミュニケーションⅣ	1		1		演習	2	
		英語コミュニケーションⅤ	1		1		演習	1・2	
		英語リーディングⅠ	1	1			演習	1	
		英語リーディングⅡ	1	1			演習	1	
		英会話	1		1		演習	3・4	
		ドイツ語Ⅰ	2		2		演習	1	
		ドイツ語Ⅱ	2		2		演習	2	
		フランス語Ⅰ	2		2		演習	1	
		フランス語Ⅱ	2		2		演習	2	
		中国語Ⅰ	2		2		演習	1・2・3	
		中国語Ⅱ	2		2		演習	2・3・4	
教育実践コア科目	教育実践基礎演習		1	1			演習	1	左欄から、4単位を修得すること。
	ICT活用教科教育実践演習		1	1			演習	3	
	性に関するダイバーシティ教育論		1	1			講義	1・2	
	グローバル化・多文化化時代の学校教育		1	1			講義	1・2	
教職共通科目	(美術科教育コース)								美術科教育コースの学生は、教職共通科目第二欄(美術科教育コース)、専修専門科目(美術科教育コース)及び左欄における○印の単位から6単位以上を修得すること。
	地域ワークショップデザイン		2		○2		演習	3	
教職共通科目	第二欄	初等国語科教育論	2	12	2		講義	2	左欄から、20単位以上を修得すること。ただし、技術科教育コースの学生は、24単位以上を修得すること。
		初等社会科教育論	2		2		講義	1	
		算数科教育論	2		2		講義	2	
		初等理科教育論	2		2		講義	2	
		生活科教育論	2		2		講義	3	
		初等音楽科教育論	2		2		講義	2	
		図画工作科教育論	2		2		講義	2	
		体育科教育論	2		2		講義	3	
		初等家庭科教育論	2		2		講義	2	
		初等英語科教育論	2		2		講義	3	

教職共通科目	第二欄	(国語科教育コース)						所属するコースの授業科目について、履修すること。
		中等国語科教材論	2	2		講義	2	
		中等国語科教育論	2	2		講義	3	
		中等国語科授業論	2	2		講義	3	
		国語科教育特論	2	2		講義	4	
		(英語科教育コース)						
		英語科教育論Ⅰ	2	2		講義	2	
		英語科教育論Ⅱ	2	2		講義	2	
		英語科教育論Ⅲ	2	2		講義	3	
		英語科教育論Ⅳ	2	2		講義	3	
		(社会科教育コース)						
		中等社会科教育論	2	2		講義	1	
		中等社会科授業論	2	2		講義	2	
		地理歴史科教育論	2		2	講義	4	
		社会科・地理歴史科教材論	2	2		講義	3	
		公民科教育論	2		2	講義	4	
		社会科・公民科教材論	2	2		講義	3	
		(数学科教育コース)						
		数学科教育論	2	2		講義	2	
		数学科教材論	2	2		講義	3	
		数学科授業論	2	2		講義	3	
		数学科教育特論	2	2		講義	3	
		(理科教育コース)						
		中等理科教育論Ⅰ	2	2		講義	2	
		中等理科教育論Ⅱ	2	2		講義	3	
		中等理科教育論Ⅲ	2	2		講義	3	
		中等理科教育論Ⅳ	2	2		講義	4	
		(音楽科教育コース)						
		中等音楽科教育論	2	2		講義	2	
		中等音楽科授業論	2	2		講義	3	
		中等音楽科教材論	2	2		講義	3	
		中等音楽科教育特論	2	2		講義	4	
		(美術科教育コース)						美術科教育コースの学生は、教育実践コア科目(美術科教育コース)、専修専門科目(美術科教育コース)及び左欄における○印の単位から6単位以上を修得すること。
		美術科教育論	2	2		講義	3	
		美術科授業論	2	2		講義	3	
		美術科教材論	2		2	講義	3	
		美術科教育法Ⅰ	2		○2	講義	2	
		美術科教材開発実践研究	2	2		講義	3	
		美術科教育特論	2	2		講義	2	
		(保健体育科教育コース)						
		保健体育科教育論Ⅰ	2	2		講義	1	
		保健体育科教育論Ⅱ	2	2		講義	1	
		保健体育科教育論Ⅲ	2	2		講義	3	
		保健体育科教育論Ⅳ	2	2		講義	3	
		(技術科教育コース)						
		技術科教育論Ⅰ	2	2		講義	2	
		技術科教育論Ⅱ	2	2		講義	3	
		技術科教育論演習Ⅰ	2	2		演習	3	
		技術科教育論演習Ⅱ	2	2		演習	4	
		工業科教育論Ⅰ	2	2		講義	4	
		工業科教育論Ⅱ	2	2		講義	4	
		情報科教育法Ⅰ	2		2	講義	3	
		情報科教育特論	2		2	講義	1・2	
		情報科教育授業論	2		2	講義	1・2	
		(家庭科教育コース)						家庭科教育コースの学生は、左欄及び専修専門科目(家庭科教育コース)における○印の単位から6単位以上を修得すること。
		中等家庭科教育論	2	2		講義	2	
		中等家庭科授業論	2	2		講義	2	
		中等家庭科教材論	2	2		講義	3	
		中等家庭科教育特論	2	2		講義	3	
		中等家庭科実践研究	2		○2	講義	3	
		中等家庭科指導法Ⅰ	2		○2	講義	2	
		持続可能な生活づくり	2		○2	講義	2	
		家庭科内容構成	2		○2	講義	3	

教職 共通科目	第三欄	人間形成原論	2	2		講義	1	左欄から、10単位以上を 修得すること。			
		教職論	2	2		講義	1				
		教育制度・経営論	2	2	2	講義	2				
		教育社会学	2			講義	2				
		教育心理学(発達心理を含む。)	2	2	講義	2					
		学校教育心理学演習	2	2	講義・演習	3・4					
		発達の多様性に応える教育	1	1	講義	2					
		教育課程論(校種間連携を含む。)	1	1	講義	3・4					
	第四欄	道德教育指導論	2	2		講義	1	左欄から、10単位を修得 すること。			
		総合的な学習の時間の指導法	1	1		講義	2				
特別活動指導論		1	1		講義	3					
教育工学(情報通信技術の活用を含む。)		2	2		講義	3・4					
生徒指導論(進路指導を含む。)		1	1		講義	2					
いじめ防止論		1	1		講義	2					
教育相談論		2	2		講義	3・4					
第五欄	ふれあい実習(中等)	1	1	2	実習	1	左欄から、10単位以上を 修得すること。				
	附属校園観察実習(中等)				講義・実習	3					
	主免教育実習(中等)	4	4		実習	3					
	主免教育実習事前事後指導(中等)	1	1		実習	3					
	副免教育実習(初等)	2	2		実習	4					
	教員インターンシップ	2			実習	4					
	教職実践演習(幼・小・中・高)	2	2		演習	4					
専修 専門科目	教科の 専門科目	初等国語	2	4	2	講義	1	左欄から、4単位以上を修 得すること。			
		初等社会	2		2	講義	2				
		算数	2		2	講義	2				
		初等理科	2		2	講義	1				
		生活	2		2	講義	1				
		初等音楽Ⅰ	2		2	演習	1				
		図画工作Ⅰ	2		2	演習	1				
		初等体育Ⅰ	2		2	実習	2				
		初等家庭	2		2	講義	2				
		初等英語	2		2	講義	3				
		初等音楽Ⅱ	2		2	演習	2				
		図画工作Ⅱ	2		2	演習	2				
		初等体育Ⅱ	2		2	演習	3				
		(国語科教育コース)								所属するコースから、30単 位以上を修得すること。	
		国 語 学	国語学概論(音声言語・文章表現を含む。)		2	2			講義		1
	国語学Ⅰ		2		2	講義	1				
	国語学Ⅱ		2		2	講義	2				
	国語学特論Ⅰ		2	2		講義	2				
	国語学特論Ⅱ		2		2	講義	4				
	語学・文学総合演習Ⅰ(国語学)		2	2		演習	3				
	国 文 学	国文学概論(国文学史を含む。)	2	2		講義	1				
		国文学Ⅰ	2		2	講義	2				
		国文学Ⅱ	2		2	講義	2				
		国文学特論Ⅰ	2	2		講義	2				
		国文学特論Ⅱ	2	2		講義	3				
		語学・文学総合演習Ⅱ(国文学)	2	2		演習	3				
	漢 文 学	国文学演習	2		2	演習	4				
		漢文学概論	2	2		講義	1				
	書 道	語学・文学総合演習Ⅲ(漢文学)	2	2		演習	3				
		書写Ⅰ	2	2		実習	1				
書写Ⅱ		2	2		実習	2					
英語学	書写Ⅲ	1		1	実習	3					
	(英語科教育コース)										
	英 語 学	英語基礎研究	2	2		講義	1				
		英語学概論	2	2		講義	1				
		学習英文法	2	2		講義	2				
		英語音声学	2		2	講義	2				
		英語学研究Ⅰ	2		2	講義	3				
		英語学研究Ⅱ	2		2	講義	3				
	英 語 文 学	英文講読	2	2		講義	1				
		英文学史	2	2		講義	2				
		米文学史	2	2		講義	3				
		英米文学研究Ⅰ	2		2	講義	2・3				
英米文学研究Ⅱ		2		2	講義	3・4					

専修専門科目

教科の専門科目

英語コミュニケーション	英語オーラルコミュニケーションⅠ	2	2			演習	2
	英語オーラルコミュニケーションⅡ	2	2			演習	3
	ライティングⅠ	2	2			演習	3
	ライティングⅡ	2		2		演習	4
異文化理解	比較文化研究Ⅰ	2	2	2		講義	1
	比較文化研究Ⅱ	2		2		講義	2
(社会科教育コース)							
日本史及び外国史	日本史学概論	1	1			講義	1
	日本史学特論Ⅰ(古代・中世)	2		2		講義	2
	日本史学特論Ⅱ(近世・近代)	2		2		講義	2
	外国史概論	1	1			講義	1
	外国史特論	2		2		講義	2
	考古学	2		2		講義	1・2
	史学演習	2		2		演習	3
	史料講読	2		2		演習	3
地理学	人文地理学特論	2		2		講義	2
	自然地理学特論	2		2		講義	1・2
	地理学概論	1	1			講義	1
	地理学演習	2		2		演習	3
	地理学実習	1		1		実習	3
	地理学野外実習	1		1		実習	3
	地誌学概論	1	1			講義	1
	地誌学特論	2		2		講義	2
政治学・法学	地図学概論	2		2		講義	1
	法律学概論(国際法を含む。)	2	2			講義	2
	法律学特論	2		2		講義	3
社会学・経済学	法律学演習	2		2		演習	3
	社会学概論	2	2	2		講義	2
	経済学概論	2		2		講義	2
	社会学特論	2		2		講義	3
	経済学特論	2		2		講義	3
	社会学演習	2		2		演習	4
	経済学演習	2		2		演習	3
情報経済論	2	2			講義	3	
哲学・宗教学・心理学・倫理	哲学・倫理学概論	2	2			講義	2
	哲学・倫理学特論	2		2		講義	3
	哲学・倫理学演習	2		2		演習	3
(数学科教育コース)							
代数学	代数学Ⅰ	2	2			講義・演習	1
	代数学Ⅱ	2	2			講義・演習	2
	代数学Ⅲ	2	2			講義	3
	代数学特論	2		2		講義	3・4
幾何学	幾何学Ⅰ	2	2			講義・演習	1
	幾何学Ⅱ	2	2			講義・演習	2
	幾何学Ⅲ	2	2			講義	3
	幾何学特論	2		2		講義	3・4
解析学	解析学Ⅰ	2	2			講義・演習	1
	解析学Ⅱ	2	2			講義・演習	2
	解析学Ⅲ	2	2			講義	3
	解析学特論	2		2		講義	3・4
論・統計学	確率・統計学	2	2			講義	2
	確率・統計学特論	2		2		講義	3・4
コンピュータ	計算数学	2	2			講義・演習	3
	計算数学特論	2		2		講義	3・4
基礎数学	基礎数学Ⅰ	2		2		講義	1
	基礎数学Ⅱ	2		2		講義	1
(理科教育コース)							
物理学	中等理科(物理学分野)	1	1			講義	1
	物理学Ⅰ	2	2			講義	1
	物理学Ⅱ	2	2			講義	2
	物理学Ⅲ	2		2		講義	3
物理学実験	物理学実験Ⅰ	1	1			実験	2
	物理学実験Ⅱ	1	1			実験	2
化学	中等理科(化学分野)	1	1			講義	1
	化学Ⅰ	2	2			講義	1
	化学Ⅱ	2	2			講義	2
	化学Ⅲ	2		2		講義	3

代数学, 幾何学, 解析学, 確率論・統計学及びコンピュータの中から30単位以上を修得すること。

専修専門科目	教科の専門科目	化学実験	化学実験Ⅰ	1	1			実験	2
			化学実験Ⅱ	1	1			実験	2
		生物学	中等理科(生物学分野)	1	1			講義	1
			生物学Ⅰ	2	2			講義	1
			生物学Ⅱ	2	2			講義	2
			生物学Ⅲ	2		2		講義	4
		生物学実験	生物学実験Ⅰ	1	1			実験	3
			生物学実験Ⅱ	1	1			実験	3
		地学	中等理科(地学分野)	1	1			講義	1
			地学Ⅰ	2	2			講義	1
			地学Ⅱ	2	2			講義	2
			地学Ⅲ	2		2		講義	3
		地学実験	地学実験Ⅰ(野外実習)	1	1			実験	1
			地学実験Ⅱ	1	1			実験	1
			地学巡検	1			1	実習	3・4
		(音楽科教育コース)							
		ソルフェージュ	ソルフェージュ	2	2			演習	1
		声楽	声楽(合唱を含む。)	1	1			実技	1
			日本の伝統音楽(日本の伝統的な歌唱を含む。)	1	1			講義・演習	1
			声楽基礎Ⅰ	2		2		演習	1
			声楽基礎Ⅱ	2		2		演習	2
			歌唱法Ⅰ	1		1		実技	2・3
			歌唱法Ⅱ	1		1		実技	3・4
		器楽	器楽(合奏及び伴奏を含む。)	1	1			実技	1
			日本の伝統音楽(和楽器)	1	1			講義・演習	1
			ピアノ基礎Ⅰ	2		2		演習	1
			ピアノ基礎Ⅱ	2		2		演習	2
			ピアノⅠ	1		1		実技	2・3
			ピアノⅡ	1		1		実技	3・4
			管弦打楽器基礎Ⅰ	2		2		演習	1
			管弦打楽器基礎Ⅱ	2		2		演習	2
			管弦打楽器Ⅰ	1		1		実技	2・3
			管弦打楽器Ⅱ	1		1		実技	3・4
		指揮法	指揮法	2	2			講義・演習	2
			指揮Ⅰ	2		2		講義・演習	3
			指揮Ⅱ	2		2		講義・演習	3
			合唱	2		2		講義・演習	3・4
			合奏	2		2		講義・演習	3・4
		音楽理論・作曲法及び音楽史	音楽の理論と歴史(作曲法・編曲法及び日本伝統音楽・諸民族音楽を含む。)	2	2			講義	1
			音楽通論	2		2		講義	1
			作曲法	2		2		講義・演習	2
		(美術科教育コース)							
		絵画	絵画Ⅰ	2	2			実技	1
			絵画ⅡA	1		○1		実技	2
			絵画ⅡB	1		○1		実技	2
			絵画演習Ⅰ	2		2		実技	2
			絵画演習Ⅱ	2		○2		実技	2
			絵画材料研究	2		2		演習	3
			絵画特別演習Ⅰ	2		2		演習	3
			絵画特別演習Ⅱ	2		2		演習	2
			素描	2		2		実技	1
		彫刻	彫刻Ⅰ	2	2			実技	1
			彫刻Ⅱ	2		2		実技	2
			彫刻材料研究	2		2		演習	3
			彫刻特別演習	2		2		演習	3
		デザイン	構成・デザインⅠ	2	2			実技	1
			構成・デザインⅡ	2		2		実技	2
			構成・デザイン材料研究	2		2		演習	4
			構成・デザイン特別演習	2		2		演習	3
			映像メディア表現	2		○2		演習	2
		工芸	工芸Ⅰ	2	2			実技	1
			工芸Ⅱ	2		2		実技	2
			工芸材料研究	2		2		演習	2
			工芸演習	2		2		演習	2

美術科教育コースの学生は、教育実践コア科目(美術科教育コース)、教職共通科目第二欄(美術科教育コース)及び左欄(絵画、デザイン、美術理論・美術史)における○印の単位から6単位以上を修得すること。

専修専門科目	教科の専門科目	美術理論・美術史Ⅰ	2	2		講義	2	体育哲学Ⅱ, 体育心理学Ⅱ, 体育経営管理学Ⅱ, 体育社会学Ⅱを履修する者は、その前にそれぞれ体育哲学Ⅰ, 体育心理学Ⅰ, 体育経営管理学Ⅰ, 体育社会学Ⅰの単位を修得しておくこと。	
		美術理論・美術史	2		2	講義	3		
		美術史演習	2		2	演習	3		
		美術教育の未来を考える	2		2	講義	1		
		先端芸術表現論	2		〇2	講義	2		
		20世紀の美術理論と現在	2		〇2	講義	2		
		(保健体育科教育コース)							
		体育実技	運動方法Ⅰ	2	2	2	演習		1・2
			運動方法Ⅱ	2		2	演習		1・2
			運動方法Ⅲ	2	2	2	演習		1・2
			運動方法Ⅳ	2		2	演習		1・2
			運動方法Ⅴ	2		2	演習		3・4
			運動方法Ⅵ	2		2	演習		2
			運動方法Ⅶ	2	2	2	演習		3・4
			運動方法Ⅷ	2		2	演習		3・4
		体育原理・体育心理学・体育社会学及び運動学	体育哲学Ⅰ	1	1	1	講義		2
			体育哲学Ⅱ	1		1	演習		2
			体育心理学Ⅰ	1		1	講義		1
			体育心理学Ⅱ	1		1	演習		1
			体育経営管理学Ⅰ	1		1	講義		3
			体育経営管理学Ⅱ	1		1	演習		3
			体育社会学Ⅰ	1		1	講義		3
			体育社会学Ⅱ	1		1	演習		3
			運動学Ⅰ	1	1	講義	2		
			運動学Ⅱ	1		1	演習		2
		生理学	生理学Ⅰ	1	1	講義	1		
			生理学Ⅱ	1	1	演習	1		
		衆衛生学・公衆衛生学	衛生学・公衆衛生学Ⅰ	1	1	講義	3		
			衛生学・公衆衛生学Ⅱ	1	1	演習	3		
		保健学校	学校保健Ⅰ	1	1	講義	2		
			学校保健Ⅱ	1	1	演習	2		
		(技術科教育コース)							
		木材加工	材料加工学Ⅰ(木材加工, 製図及び実習を含む。)	1	1	演習	2		
			木材及び木質材料学	2	2	講義	3		
		金属加工	材料加工学Ⅱ(金属加工, 製図及び実習を含む。)	1	1	演習	2		
			工業材料概論	2	2	講義	3		
		機械	機械基礎(実習を含む。)	2	2	演習	1		
			機械工学	2	2	演習	3		
			設計製図	2	2	演習	3		
		電気	電気基礎(実習を含む。)	2	2	演習	2		
			電気工学	2	2	演習	3		
			電子工学	2	2	演習	4		
		情報とコンピュータ	情報技術基礎(実習を含む。)	2	2	演習	1		
			情報処理	2	2	講義	3		
		栽培	栽培(実習を含む。)	2	2	演習	2		
			生物システム工学	2	2	講義・演習	2		
		職業指導	職業指導	2	2	講義	3		
		情報社会及び情報倫理	情報社会と情報倫理	2	2	講義	2		
			インターネット社会のための情報倫理	1	1	講義	1		
		コンピュータ及び情報処理	情報エレクトロニクスとコンピュータプログラミング演習(実習を含む。)	2	2	講義	2		
			情報回路と計測・制御(実習を含む。)	2	2	演習	2		
			ヒューマンインターフェース	2	2	演習	2		
			プログラミング言語Ⅰ	2	2	講義	3		
			データ構造とアルゴリズム	2	2	講義	1		
			情報工学Ⅰ	2	2	講義	2		
			情報工学Ⅱ	2	2	演習	2		
			情報システム(実習を含む。)	2	2	演習	3		
			情報技術(実習を含む。)	2	2	演習	2		
			計測・制御システムの設計	2	2	講義・演習	3		
		情報システム開発演習	2	2	演習	3			

専修専門科目	教科の専門科目	情報通信(実習を含む。)	2		2		演習	2	情報変革と職業, 情報・職業, または情報と職業いずれかを選択すること。(2科目以上の履修は不可。)
		情報ネットワーク演習(実習を含む。)	2		2		演習	2	
		情報通信ネットワーク論	2		2		講義	3	
		マルチメディアと教育技術(実習を含む。)	2		2		演習	2	
		マルチメディア技術	2		2		演習	3	
		デジタル画像処理	2		2		演習	3・4	
		情報変革と職業	2		2		講義	2	
		情報・職業	2		2		講義	3・4	
		情報社会の発展と職業	2		2		講義	3	
		(家庭科教育コース)							家庭科教育コースの学生は、教職共通科目第二欄(家庭科教育コース)及び左欄(家庭経営学, 食物学, 保育学)における○印の単位から6単位以上を修得すること。
		家庭経営学概論(家族関係学及び家庭経済学を含む。)	2	2			講義	1	
		生活課題の調査と分析	1		1		講義	3	
		家庭経営学	2		○2		講義	2	
		消費生活論	2		2		講義	2	
		家庭経営学演習	2		2		演習	3	
		被服学概論(被服製作実習を含む。)	2	2			講義	1	
		テキスタイル基礎科学	2		2		講義・演習	3	
		衣生活学	2		2		講義	2	
		被服学実験	1		1		実験	3	
		被服構成実習	1		1		実習	3	
		食物学概論(栄養学, 食品学及び調理実習を含む。)	2	2			講義	1	
		食物学特論	1		1		講義	3	
		食物学総論	1		○1		講義	2	
		食物学Ⅱ	2		○2		講義	3	
		食品栄養学	2		2		講義	3	
		調理実習	1		1		実習	2	
		食物学実験	1		1		実験	3	
		住居学概論(製図を含む。)	2	2			講義	1	
		住居学	2		2		講義	2	
		住生活学	2		2		講義	3	
		住居設計・製図	2		2		演習	2	
		保育学	2	2			講義・演習	2	
		保育学Ⅱ	2		○2		講義・演習	2	
		家庭電気・機械及び情報処理	2	2			講義	3	
卒業研究	卒業研究		4	4			演習	3～4	左欄から4単位を修得すること。

別表第4(第5条関係)

特別支援教育専修

区分	授業科目		単位数	必修・選択等の区分			授業の方法	標準履修年次	履修方法
				必修	選択	自由			
教養基礎科目	現代社会の諸問題	日本国憲法	2	2			講義	1	左欄から、2単位を修得すること。
		環境	2	6	2		講義	1・2・3	左欄から、6単位以上修得すること。(5主題群の中から3主題群を選択すること。)なお、別表第7の主題群より選択し履修する場合は、卒業要件として2単位まで認める。
		科学と環境	2		2		講義	1・2・3	
		開発と環境	2		2		講義	1・2・3	
		人類の共存	2		2		講義	1・2・3	
		紛争と平和	2		2		講義	1・2・3	
		人口と食糧問題	2		2		講義	1・2・3	
		科学と倫理	2		2		講義	1・2・3	
		生体メカニズムと生命倫理	2		2		講義	1・2・3	
		科学技術と社会	2		2		講義	1・2・3	
		市民社会と人権	2		2		講義	1・2・3	
		人権確立の歴史	2		2		講義	1・2・3	
		市民社会と公共性	2		2		講義	1・2・3	
	芸術と文化	西洋の文化研究	2		2		講義	1・2・3	左欄から、4単位を修得すること。
		東洋の文化研究	2		2		講義	1・2・3	
		阿波学(地域文化研究)	2		2		講義	1・2・3	
	日本事情・日本文化		2		2		講義	1・2	(外国人留学生に限る。)
	身体運動・表現コミュニケーション	健康・スポーツ科学Ⅰ	2	2			講義・実技	1	左欄から、4単位を修得すること。
		健康・スポーツ科学Ⅱ	2	2			講義・実技	3	
		基礎情報教育	2	2			実習	1	左欄から、4単位以上を修得すること。
		実践情報教育Ⅰ	2	2	2		演習	2	
		実践情報教育Ⅱ	2		2		演習	2	
		実践情報教育Ⅲ	2		2		演習	2	
		英語コミュニケーションⅠ	1	1			演習	1	左欄から、6単位以上を修得すること。
		英語コミュニケーションⅡ	1	1			演習	1	
		英語コミュニケーションⅢ	1	2	1		演習	2	
		英語コミュニケーションⅣ	1		1		演習	2	
		英語コミュニケーションⅤ	1		1		演習	1・2	
		英語リーディングⅠ	1	1			演習	1	
		英語リーディングⅡ	1	1			演習	1	
		英会話	1		1		演習	3・4	
		ドイツ語Ⅰ	2		2		演習	1	
		ドイツ語Ⅱ	2		2		演習	2	
		フランス語Ⅰ	2		2		演習	1	
		フランス語Ⅱ	2		2		演習	2	
		中国語Ⅰ	2		2		演習	1・2・3	
		中国語Ⅱ	2		2		演習	2・3・4	
教育実践科目	教育実践基礎演習		1	1			演習	1	左欄から、4単位を修得すること。
	ICT活用教科教育実践演習		1	1			演習	3	
	性に関するダイバーシティ教育論		1	1			講義	1・2	
	グローバル化・多文化化時代の学校教育		1	1			講義	1・2	
教職共通科目	第二欄	初等国語科教育論	2	2			講義	2	左欄から、20単位を修得すること。
		初等社会科教育論	2	2			講義	1	
		算数科教育論	2	2			講義	2	
		初等理科教育論	2	2			講義	2	
		生活科教育論	2	2			講義	3	
		初等音楽科教育論	2	2			講義	2	
		図画工作科教育論	2	2			講義	2	
		体育科教育論	2	2			講義	3	
		初等家庭科教育論	2	2			講義	2	
		初等英語科教育論	2	2			講義	3	

教職共通科目	第三欄	人間形成原論	2	2		講義	1	左欄から、10単位以上を修得すること。
		教職論	2	2		講義	1	
		教育制度・経営論	2	2	2	講義	2	
		教育社会学	2			講義	2	
		教育心理学(発達心理を含む。)	2			講義	2	
		発達の多様性に応える教育	1	1		講義	2	
		教育課程論(校種間連携を含む。)	1	1		講義	3・4	
	第四欄	道徳教育指導論	2	2		講義	1	左欄から、10単位を修得すること。
		総合的な学習の時間の指導法	1	1		講義	2	
		特別活動指導論	1	1		講義	3	
		教育工学(情報通信技術の活用を含む。)	2	2		講義	3・4	
		生徒指導論(進路指導を含む。)	1	1		講義	2	
		いじめ防止論	1	1		講義	2	
		教育相談論	2	2		講義	3・4	
	第五欄	ふれあい実習(初等)	1	1	2	実習	1	左欄から、12単位以上を修得すること。
		附属校園観察実習(初等)				講義・実習	3	
		主免教育実習(初等)	4	4		実習	3	
		主免教育実習事前事後指導(初等)	1	1		実習	3	
		特別支援教育専修実習	1	1		実習	4	
		特別支援教育実習	3	3		実習	4	
		教員インターンシップ	2			実習	4	
専修専門科目	教科の専門科目	初等国語	2	10	2	講義	1	左欄から、10単位以上を修得すること。
		初等社会	2		2	講義	2	
		算数	2		2	講義	2	
		初等理科	2		2	講義	1	
		生活	2		2	講義	1	
		初等音楽Ⅰ	2		2	演習	1	
		図画工作Ⅰ	2		2	演習	1	
		初等体育Ⅰ	2		2	実習	2	
		初等家庭	2		2	講義	2	
		初等英語	2		2	講義	3	
		初等音楽Ⅱ	2		2	演習	2	
		図画工作Ⅱ	2		2	演習	2	
		初等体育Ⅱ	2		2	演習	3	
	特別支援教育科目	障害児教育概説Ⅰ	2	2	2	講義	1	左欄から、28単位以上を修得すること。
		障害児教育概説Ⅱ	2		2	講義・演習	3・4	
		知的障害者の心理	2	2		講義	2	
		知的障害者の生理・病理	2	2		講義	2・3	
		知的障害教育Ⅰ	2	2		講義・演習	2・3	
		知的障害教育Ⅱ	2	2		講義・演習	3・4	
		肢体不自由者の心理・生理・病理	2	2		講義・演習	3・4	
		肢体不自由教育	2	2		講義・演習	1・2	
		病弱者の心理・生理・病理	2	2		講義	1	
		病弱教育	2	2		講義	2・3	
		重複・LD等の特性	2	2		講義・演習	3・4	
		重複・LD等教育総論	2	2		演習	3・4	
		視覚障害者の心理・生理・病理	2	2		講義・演習	2・3	
		視覚障害者教育論	2	2		講義・演習	1・2	
		聴覚障害者の心理・生理・病理	1	1		講義・演習	2・3	
		聴覚障害者教育論	1	1		講義・演習	1・2	
研究卒業		卒業研究	4	4		演習	3～4	左欄から4単位を修得すること。

別表第5(第6条関係)

学校図書館司書教諭資格に関する授業科目

授 業 科 目	単位数	授業の方法	標準履修年次
学校経営と学校図書館	2	講義	3
学校図書館メディアの構成	2	講義	2
学習指導と学校図書館	2	講義	1
読書と豊かな人間性	2	講義	2
情報メディアの活用	2	講義	2

別表第6（第6条関係係）

学芸員資格に関する授業科目

授 業 科 目	単位数	授業の方法	標準履修年次
生涯学習論	2	講義	1・2
博物館概論	2	講義	2
博物館経営論	2	講義	2
博物館資料論	2	講義	3
博物館資料保存論	2	講義	2
博物館展示論	2	講義	2
博物館教育論	2	講義	2
情報メディアの活用	2	講義	2
博物館実習	3	実習	4

別表第7(第6条の2関係)

四国地区5国立大学連携による共同実施科目

授業科目名				単位数	必修・選択等の区分			授業の方法	標準履修年次	履修方法
					必修	選択	自由			
教養基礎科目	環境	コンピュータと教育 その1	1			1		講義	1・2	左欄の授業科目から2単位に限り、卒業要件として認めることができる。ただし、「その他」の科目については、卒業要件の科目として認めない。
		コンピュータと教育 その2	1			1		講義	1・2	
		四国の自然環境と防災 その1	1			1		講義	1・2	
		四国の自然環境と防災 その2	1			1		講義	1・2	
		人工漁礁の開発と環境保全	1			1		講義	1・2・3	
		昆虫と環境	1			1		講義	1・2・3	
		アクティブラーニング入門	1			1		講義	1	
		海洋地球科学概論	2			2		講義	1	
		データサイエンスを活用した防火・危機管理	1			1		講義	1・2	
		災害とデータサイエンス	1			1		講義	1・2	
	人類の共存	日本におけるドイツ兵捕虜1914-1920 四国の収容所を中心に	2			2		講義	1・2・3	
		大学の知の活用	2			2		講義	1	
	科学と倫理	タンパク質で生命を斬る	2			2		講義	1・2・3	
		ユーラシア大陸における人と金属生産の関わり	1			1		講義	1・2・3	
		サイエンスリテラシーの化学	2			2		講義	1	
		現代科学と研究倫理	2			2		講義	1・2・3	
		気象学入門	2			2		講義	1・2・3	
		行動統計学入門	2			2		講義	1・2・3	
		自動車概論	1			1		講義	1・2・3	
		知の探訪	2			2		講義	1	
		飛行機はなぜ飛ぶのか	1			1		講義	1・2・3	
		太陽光利用型植物工場 における知能的農作物生産	1			1		講義	1・2・3	
		大学生のための『安全・安心』の基礎講座	2			2		講義	1・2・3	
		情報社会のくらし	2			2		講義	1・2・3	
		デジタルものづくり入門	1			1		講義	1・2・3	
		高度情報化社会の歩き方	1			1		講義	1・2	
		アカデミック・プレゼンテーション (PowerPoint編)	1			1		講義	1・2・3	
		私たちの生活と材料	1			1		講義	1・2・3	
		身の回りの放射線	1			1		講義	1・2・3	
		研究倫理	1			1		講義	1・2・3	
		インタフェースデザイン概論	1			1		講義	1・2・3	
		社会科学における確立・統計学入門	1			1		講義	1・2・3	
		キャリアで活かすITリテラシー	1			1		講義	1	
		有機化学概論 初級	2			2		講義	1	
		有機化学概論 中級	2			2		講義	1	
	現代社会の諸問題	データ利活用とオープンイノベーションで創る未来のまちづくり	1			1		講義	1・2・3	
		業務効率化のためのIT活用入門	1			1		講義	1・2・3	
		レジリエントな社会の構築とコンピュータシミュレーション	1			1		講義	1・2	

	市民 社会と 人権	四国の地域振興 その1	1		1		講義	1・2
		四国の地域振興 その2	1		1		講義	1・2
		大学教育を考える	2		2		講義	1・2
		子どもと学校	2		2		講義	1・2・3
		徳島を考える	1		1		講義	1・2
		NPOと大学の経営	2		2		講義	1・2・3
		ピア・サポート理論と実践	2		2		講義	1・2・3
		インターンシップ入門	1		1		講義	1・2・3
		消費生活入門	1		1		講義	1・2・3
	芸 術と 文 化	学校教員の世界	2		2		講義	1・2・3
		モラエスの徳島～グローバリズムと異邦人～	2		2		講義	1・2・3
		地域コンテンツと知財管理 その1	1		1		講義	1・2
		地域コンテンツと知財管理 その2	1		1		講義	1・2
		香川を学ぶ その1	1		1		講義	1・2
		香川を学ぶ その2	1		1		講義	1・2
		四国の歴史と文化 その1 歴史編	1		1		講義	1・2・3
		四国の歴史と文化 その2 文化編	1		1		講義	1・2・3
		徳島で暮らす・徳島で働くを考える	1		1		講義	1・2・3
		数理科学の世界	2		2		講義	1・2・3
		文化心理学入門	1		1		講義	1・2・3
		外国人と四国遍路の歴史	1		1		講義	1・2
		インドネシアの文化と会話	1		1		講義	1・2・3
		和算の世界	1		1		講義	1・2・3
		香川の文化と歴史	1		1		講義	1・2・3
	そ の 他	情報のいろは	2			2	講義	1・2
		阿波学	1			1	講義	1・2・3
		キャリアプランニング	1			1	講義	1・2・3